

食品安全情報（化学物質） No. 12/ 2026（2026. 06. 10）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FAO】 FAO、コーデックス e ラーニングシリーズにリスク評価に関する新しいコースを追加

FAO は e ラーニングアカデミーにおいて、「コーデックスの作業への効果的な参画」シリーズを拡充し、新コース「コーデックスの枠組みにおけるリスク評価」を英語で公開した。すべてのコースは無料で受講でき、各国や関係者がコーデックス委員会の役割を理解し、国際食品規格策定への参画能力を高めることを目的としている。本コースでは、食品に関する化学的・微生物学的リスク評価の原則、ハザードのカテゴリー別の科学的助言の作成方法を解説する。また、JECFA、JMPR、JEMRA など FAO/WHO の科学的助言機関の活動も学べる。対象は、各国及び国際レベルでコーデックスの科学的・技術的課題に関与する関係者である。修了者にはデジタル認定バッジが付与される。

【ECHA】 PFAS 規制案に関するウェビナーの資料が公開された

2026 年 3 月 26 日に PFAS の規制案に関するリスク評価委員会の最終意見書及び社会経済分析委員会の意見書案が公表されたことを受け、意見書の要点を紹介するウェビナーが 5 月 7 日に開催された。ウェビナーでは、PFAS のハザード、排出量及びリスク、提案されている規制によるリスク低減の可能性、及び代替品の入手可能性や例外措置の可能性を含む社会経済的影響、並びに REACH 規制プロセスの今後の手順について説明が行われ、質疑応答が行われた。ウェビナーの動画及びスライドがウェブサイトで公開されている。

【EPA】 EPA は法的に正当化され、実用的で科学的に根拠のある飲料水保護をもとに包括的な PFAS 戦略を推進する

EPA は、PFAS に対処するための包括的なライフサイクルベースの戦略の一環として、安全飲料水法に関する是正の提案と PFOA 及び PFOS に関する国家第一種飲料水基準の現場での実施の強化とともに、当該基準を支持する 2 つの規則を提案している。これらの 2 つの規則とは、PFOA 及び PFOS の最大汚染レベルに関する遵守期限の 2029 年 4 月 26 日から 2031 年 4 月 26 日への延長、並びに PFHxS、PFNA、HFPO-DA、これら 3 種と PFBS の混合物の規制決定の取り消し及びこの規制決定に基づいて設定された最大汚染レベル目標及び 2024 PFAS 国家第一種飲料水規則の要件の撤回である。

【FDA】 FDA は食品接触材料に使用されるフタル酸エステル類の市販後レビューを進める

FDA は、食品接触用可塑剤として現在認可されている 8 種類のオルトフタル酸エステルについて、累積リスク評価のために、化学的又は薬理学的に関連のある（CPR）物質としてグループ化できるかどうかを判断するための化学的評価書を発表した。グループ化においては、食品中の既知の存在及び認可された食品接触用途、トキシコダイナミクスデータ、化学構造及び物理化学的性質、並びにトキシコキネティクスプロファイルが考慮された。グループ化の順序は根拠の重みづけアプローチに基づき、公表された科学的データのレビュー及びリードアクロスアプローチの適用が含まれる。評価したすべての情報の分析に基づき、8 種類のフタル酸エステル類のうち、DEHP、DCHP、DIOP 及び DINP は、累積リスクの目的において CPR 物質とみなすことができると結論付けられた。本研究は、フタル酸エステル類の食品接触用途に関する今後の市販後安全性評価の参考となる。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【FAO】](#)

1. Codex
2. 食品中の残留農薬：2025年報告書：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議
3. 再生プラスチック及び代替食品接触材料に関する食品安全上の考慮事項：ウェビナー概要報告書
4. FAOの報告書は、家畜における薬剤耐性対策の長期的な経済的意義を強調
5. 新たな総説が、食品由来の薬剤耐性がヒトの腸内マイクロバイオーームとどのように相互作用するかを考察

[【EC】](#)

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【ECHA】](#)

1. PFAS規制案に関するウェビナーの資料が公開された

[【EFSA】](#)

1. 新規食品関連
2. 食品接触材料関連
3. 農薬関連

[【FSA】](#)

1. 消費者調査（2026年1月～2026年3月）

[【FSAI】](#)

1. FSAI、10歳以下の小児向けスラッシュアイスドリンクに関する助言を更新

[【BfR】](#)

1. ルゴール液はヨウ素状態を改善するための解決策ではない
2. カビ毒に焦点を当てる：第47回カビ毒ワークショップがBfRで開催される
3. 先端材料：ライフサイクル全体にわたる安全性の研究
4. まずは登録し、それから研究を始める
5. BfR消費者製品委員会第35回会合

[【ANSES】](#)

1. 動物における抗菌薬の使用を減らすことは、薬剤耐性の急速かつ持続的な減少につながる
2. ワンヘルスに関する国際会議
3. PNR EST 設立 20周年：研究資金は維持されるべきである

[【CAFIA】](#)

1. CAFIA 年次報告書 2025

[【FDA】](#)

1. FDAが乳幼児用調製乳のタンパク質品質研究に関する最終ガイダンスを公表する
2. FDAが食品トレーサビリティ規則に関する事業者向け研修の提供を公表する
3. FDAは6月のトレーサビリティパブリックミーティングに先立ち、ディスカッションペーパーを公表する
4. FDAは食品接触材料に使用されるフタル酸エステル類の市販後レビューを進める
5. FDAが農薬モニタリングコンプライアンスプログラムの近代化と強化を公表する
6. 着色料規則及び食品添加物規則の改正提案
7. GRAS申請通知
8. 公示
9. FDAは小売業者に対し、日用品に見せかけた違法なタバコ製品の販売について警告する
10. 警告文書
11. リコール情報

[【EPA】](#)

1. EPAは法的に正当化され、実用的で科学的に根拠のある飲料水保護をもとに包括的な

PFAS 戦略を推進する

2. EPA は、飲料水中の鉛を削減し米国人の健康を守るために 29 億ドルを州に投入すると発表する

【CDC】

1. テングタケ属キノコによる食中毒 – 北カリフォルニア、2025 年 11 月～2026 年 3 月
2. ダイエタリーサプリメントの使用状況：米国、2021 年 8 月～2023 年 8 月

【FSANZ】

1. FSANZ 検査機関パネル
2. 2026 年 FSANZ ステークホルダーフォーラムーラストチャンス！
3. 幼児用調製乳の見直しに関する意見募集
4. 食品基準通知

【TGA】

1. 世界的な活動で押収された違法な医療用品

【NZMH】

1. 亜酸化窒素に対する管理の強化が施行される

【香港政府ニュース】

1. プレスリリース
2. 違反情報
3. リコール情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 「私の手の中（安）」アプリ、モバイルアワード 코리아 2026 公共サービス部門で大賞受賞
3. カフェインレスコーヒーを安心して選択してください
4. 「APRAS 2026」が閉幕、規制調和・輸出支援で「実質的な成果」を導出
5. 食薬処、第 6 回食品由来の薬剤耐性国際会議を開催
6. 科学につながる食品安全、グローバル協力の道を広げる
7. 食薬処、APEC フォーラムでデジタル食品安全の革新成果を共有
8. 「食品安全国」が 2026 国家代表ブランド公共サービス部門で大賞受賞
9. 食薬処、食品販売の無人店舗特別点検の結果、147 カ所を摘発
10. 食薬処、青少年研修施設などを集中点検、11 カ所を摘発
11. ニッケル・代替可塑剤の統合リスク評価の結果、ヒトへのリスク懸念が低く、安全な水準
12. 性機能増強剤の成分を含むキャンディ製品、10 億ウォン相当を違法に輸入・販売した業者を摘発

【SFA】

1. 食品安全を守るための規制、執行及び共有責任

【HSA】

1. 高齢女性が強力なステロイド入りのハーブ製品を摂取した後、クッシング症候群を発症した

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

別添

【FSA】

1. フードファクトチェック：lab-grown meat とは何か？
2. フードファクトチェック：飼料添加物と我々の健康

【BfR】

1. 植物性飲料（大豆、アーモンド及びオート麦）のマイコトキシン類：BfR は新たに収集されたデータをもとに健康リスク評価を更新する

2. ウラン – ばく露源、人体への影響、及び法的規制に関する有益な情報

【香港政府ニュース】

1. 豆（Pulses）の安全な処理と取り扱い

2. 甘味料：一般的な誤解を解く

● 国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<https://www.fao.org/home/en>

1. Codex

● 世界食品安全の日－2026年6月7日 関連情報紹介

WORLD FOOD SAFETY DAY - 7 JUNE 2026

From burden to solutions - safe food everywhere

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/world-food-safety-day/wfsd-homepage/en/>

2026年6月7日の「世界食品安全の日」に関連する情報（テーマ関連、ウェビナー概要、ツールキットや日本の省庁のウェブサイト等）を以下に紹介する。今年のテーマは「From burden to solutions - safe food everywhere（負担から解決策へ：安全な食品をどこにでも）」である。主要なイベントの報告等については次号に掲載予定。

● FAO/WHO/Codex イベント：WHO による 2000～2021 年の食品由来疾患の世界的な疾病負荷の推定：2026年版からの主な知見

WHO estimates of the global burden of foodborne diseases 2000–2021: Key findings from the 2026 edition

4 June 2026 11:30 – 12:30 CET Online

<https://www.who.int/news-room/events/detail/2026/06/04/default-calendar/who-estimates-of-the-global-burden-of-foodborne-diseases-2000-2021--key-findings-from-the-2026-edition>

WHO は、世界食品安全の日 2026 のテーマと関連する「WHO による食品由来疾患の世界的な疾病負荷（実被害）の推定（2026年版）」の主な知見を紹介するウェビナーを6月4日に開催する。本報告書は、42種の主要な食品由来ハザードによる疾病、死亡、及び疾病負荷について、更新・改善された評価を提示しており、ウェビナーではその主な知見が紹介される。本ウェビナーでは、方法論の進歩に焦点を当て、食品安全政策や公衆衛生対策への影響について議論される。また、42種のハザードについて21年間（2000年～2021年）の世界及び各国（194カ国）の食品由来疾患の推定値が掲載された、新しいダッシュボードも紹介される。（ウェビナーの録画を視聴可能）

今後、下記のウェビナーの開催を予定（要登録）

- 9 June 2026, 13:00 CEST – [WHO estimates of attribution of burden of diseases to transmission pathways and foods: approach and key findings](#)
- 11 June 2026, 13:00 CEST – [WHO estimates of the burden of nine foodborne chemicals, 2000-2021](#)
- 16 June 2026, 13:00 CEST – [WHO estimates of the burden of 22 foodborne enteric disease hazards, 2000-2021](#)
- 17 June 2026, 13:00 CEST – [WHO global launch webinar on 14 foodborne parasitic diseases 2000–2021](#)
- 23 June 2026, 13:00 CEST - [Building WHO estimates of the burden of foodborne diseases: Data, methods and modelling](#)
- 25 June 2026, 11:30 CEST – [Using updated WHO estimates of the burden of foodborne diseases to improve food safety at the country-level: governance and economic impact](#)

*関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2026（2026. 04. 15）

【FAO】Codex 「世界食品安全の日 2026」計画ウェビナー

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202608c.pdf>

*掲載論文

Lake RJ, Devleeschauwer B, Majowicz SE, et al. WHO estimates of the global, regional, and national burden of 42 foodborne infectious and chemical hazards, 2000-21: an updated data synthesis. *Lancet Glob Health*. Jun 3:103994. (2026).

[https://www.thelancet.com/journals/langlo/article/PIIS2214-109X\(26\)00156-7/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/langlo/article/PIIS2214-109X(26)00156-7/fulltext)

- 世界食品安全の日コミュニケーションツールキット英語版

<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd8705en>

（他に、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語版も公開されている）

- 日本の省庁の関連ウェブサイト及びツールキット日本語版

➤ 消費者庁 コーデックス委員会ウェブサイト

世界食品安全の日（6月7日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/codex

➤ ツールキット日本語版

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/codex/assets/consumer_safety/cms203_260525_02.pdf

➤ 厚生労働省 コーデックス委員会ウェブサイト

世界食品安全の日（6月7日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/codex/index.html

➤ 内閣府食品安全委員会 世界食品安全の日ウェブサイト

https://www.fsc.go.jp/sonota/world_food_safety_day.html

➤ 農林水産省 世界食品安全の日ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/wfsd.html>

- 世界食品安全の日ウェビナーで **FAO** のリスクに基づく新たな食品査察リソースキットを紹介

World Food Safety Day webinar to highlight FAO's new risk-based food inspection Resource Kit

02/06/2026

<https://www.fao.org/food-safety/news/detail/world-food-safety-day-webinar-to-highlight-fao-s-new-risk-based-food-inspection-resource-kit/en>

食品由来疾患は依然として世界的な公衆衛生上の重大な懸念であり、科学に基づいた、新たなリスクに対応する、最も必要な場所に介入できる食品管理システムの必要性が示されている。従って、リスクに基づく食品査察アプローチの強化は、食品安全を向上させ、限られたリソースを最大限に活用するために不可欠である。

世界食品安全の日 2026 キャンペーンの一環として、FAO は、2026 年 6 月 16 日にウェビナー「実践的かつ科学に基づくアプローチによるリスクに基づく食品査察プログラムの強化」を開催し、各国がリスクに基づく効果的な査察プログラムを設計、実施、維持できるよう開発された、FAO の新しい「リスクに基づく査察リソースキット」を紹介する。

本ウェビナーでは、公衆衛生上のリスクに応じて食品事業者を優先順位付けし、根拠に基づく決定を強化し、査察計画を改善し、最も必要とされる所に査察リソースを集中させる上で、リスク分類が所管当局をどのように支援できるかを探る。実践的な事例や各国の経験を通じて、国により異なる状況下でリスクに基づく査察システムを実施することの可能性と課題を検証する。カナダ、チリ、ジンバブエの食品安全専門家が、リスク分類、査察の優先順位付け、省庁間の調整、能力開発のアプローチを含む、リスクに基づく査察プログラムの策定と実施に関する経験を共有する。また、得られた教訓、実施上の共通の課題、より強固かつ効果的な食品安全システムを世界的に支援する上で実用的なツールが果たす役割について議論する。

本ウェビナーは、実践的なガイダンスと技術支援を通じて、各国の食品管理システムを強化し、能力開発を支援し、より強靭かつ持続可能な食料システムを推進する FAO の継続的な取り組みに貢献するものである。本ウェビナーは、食品管理機関・公衆衛生当局・査察機関を含む各国の食品安全当局や、政策立案者、開発パートナー、学術・研究機関、食品事業者、及び食品安全と公衆衛生分野で活動する国際機関を対象としている。

* FAO Risk-based Inspection Resource Kit

<https://www.fao.org/risk-based-inspection-kit/en>

本リソースキットは、一次生産から消費までのフードチェーン全体における査察活動を担当する所管当局を主な対象としている。政策立案者にとっては、リスクに基づく査察プログラムを策定、実施、見直し、強化する方法に関する実践的な指針となる。また食品安全査察官にとっても、一次生産現場や食品加工施設における実地査察を支援する実践的な指針となる。本リソースキットは、新たなリスク、科学の進歩、規制状況の変化に応じて食品安全分野が進化する中で、常に適切かつ適用可能な枠組みを提供するものである。

本リソースキットは、リスクに基づく査察計画及び報告のサイクルにおける 4 つのステップに基づき、14 のモジュールで構成されている。

導入モジュール

モジュール 1 – 概要と用語集

モジュール 2 – リスク、リスク分析、リスクのランク付け

ステップ 1 – リスク分類の枠組みの策定

モジュール 3 – 国別プロファイルの作成

モジュール 4 – リスク要因と評価基準

モジュール 5 – リスク分類アプローチの選択

モジュール 6 – 査察の優先順位付けと頻度の設定

ステップ 2 : リスクに基づく査察計画

モジュール 7 – 年次査察計画の策定

モジュール 8 – 国内の調整と業務の実施

ステップ 3 : 査察の実施と適切性の保証 (実地)

モジュール 9 – リスクに基づく査察の準備

モジュール 10 – リスクに基づく査察の実施

モジュール 11 – 不適合、違反及び措置執行

モジュール 12 – 査察官の役割、適切性の管理及び査察活動の検証

ステップ 4 : データ分析と継続的な改善

モジュール 13 – 体系的なデータ分析とプロセスの最適化

モジュール 14 – コミュニケーション戦略

● FAO、コーデックス e ラーニングシリーズにリスク評価に関する新しいコースを追加

FAO expands Codex e-learning series with a new course on risk assessment

27/05/2026

<https://www.fao.org/food-safety/news/detail/fao-expands-codex-e-learning-series-with-new-course-on-risk-assessment/en>

FAO の e ラーニングアカデミーは、「Effective participation in Codex work (コーデッ

クスの作業への効果的な参画)」シリーズを拡充するため、新しいコース「Risk Assessment in the Framework of Codex (コーデックスの枠組みにおけるリスク評価)」を開講した。すべてのコースは、FAO eラーニングプラットフォームを通じて無料で受講できる。

コーデックスへの効果的な参画のための能力構築

コーデックス eラーニングシリーズは、各国や関係者が、消費者の健康を保護し食品貿易における公正な慣行を支援するための国際食品規格の策定機関であるコーデックス委員会に対する理解を深め、コーデックスへの参画を促進することを支援するものである。本シリーズでは、各国のコーデックスプログラムやプロセス、地域調整部会や議論への積極的な参画の意義、及び、国際的な食品規格策定における科学とリスク分析の役割について、実践的なガイダンスを提供している。

コーデックスの枠組みにおけるリスク評価の詳細

新しいコースでは、コーデックスにおけるリスク分析の枠組み、及びコーデックス加盟国がFAO/WHOの科学的助言をどのように要請し、貢献し、活用できるかを解説している。まず、ハザードの特定や特性評価からばく露評価やリスクの特性評価に至るまで、食品に関する化学的及び微生物学的リスク評価の原則を紹介する。次のパートでは、食品添加物、汚染物質及び毒素、動物用医薬品残留物、残留農薬、微生物学的ハザードといった異なるハザードカテゴリーごとに、科学的助言がどのように作成されるかに焦点を当てている。受講者はまた、FAO/WHO 合同の食品添加物専門家会議(JECFA)、残留農薬専門家会議(JMPR)、及び微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)など、FAO/WHOの科学的助言機関の活動とプロセスについても学ぶことができる。本コースは、コーデックス代表団、産業界や消費者の利益を代表する関係者、及び食品安全分野で活動する国際機関の職員など、各国レベル及び国際レベルでコーデックスの作業の科学的・技術的課題に関与する関係者を対象としている。

柔軟でアクセスしやすく、認定を受けられる学習

他のコーデックス eラーニングシリーズと同様、本コースは無料で誰でも無料で利用することができる。モジュール式の構成であるため、学習者は特定の技術的関心、職務、各国のニーズに合わせて学習プランを調整できる。最終評価試験に合格した学習者には、修了コースごとにデジタル認定バッジが授与される。

これまでの4つのコースは英語、フランス語、スペイン語で提供されており、新しいコースは現在英語でのみ利用可能である。

* E-learning series: Effective participation in Codex work

<https://elearning.fao.org/course/codex-series-en>

* FAO eラーニングアカデミー : <https://elearning.fao.org/>

25のテーマ分野に分類された、多言語対応の幅広いeラーニングコースを無料で提供している。

2. 食品中の残留農薬：2025年報告書：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

Pesticide residues in food: Report 2025: Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues 2026

<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd9620en>

食品及び環境中の残留農薬に関する専門家のFAOパネルと残留農薬に関するWHOコアアセスメントグループの合同会議(JMPR)の年次会合が、2026年1月20～22日にジュネーブのWHO本部で開催された。WHOコアアセスメントグループは2025年9月16～25日に準備会合を開き、FAO専門家パネルは2025年11月24日～12月3日に準備会合を開いていた。本会合において、FAO専門家パネルは、適正農業規範に基づく農薬の使用パターン、農薬の化学的性質及び組成に関するデータ、残留農薬の分析手法について検討し、適正農業規範に従った農薬使用の結果として生じうる最大残留基準値(MRL)を推定した。WHOコアアセスメントグループは、毒性学的データ及び関連データを検討し、可能かつ適切な場合には、農薬の許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)を設定した。本報告書には、ADI、ARfD、MRL、及び農薬評価の一般原則に関する情報が含まれている。本会合の勧告にはさらなる研究や情報に関するニーズが含まれており、FAO及びWHO加盟国政府及びその他の関係者がこの勧告を利用することを意図している。今回評価した38種の農薬は次のとおりである：2-フェニルフェノール及びそのナトリウム塩(定期的再評価)、アセキノシル(新規)、アシノナピル、アゾキシストロビン、ピフェントリン、ボスカリド、プロフラニリド、クロチアニジン、シアントラニリプロール、シフルトリン/ベータシフルトリン、シプロジニル、ジフェノコナゾール、ジメトエート、ジンプロピリダズ(新規)、ジノテフラン、エトキサゾール、フルベンジアミド、フルジオキサニル、フルオピラム、グアザチン(定期的再評価)、インドキサカルブ、イプフルフェノキン(新規)、マラチオン(定期的再評価)、メフェントリフルコナゾール、メピコートクロリド、メタフルミゾン、メタリルピコキサミド(新規)、メトコナゾール、ペルメトリン(定期的再評価)、プロキナジド(新規)、ピラクロストロビン、ピリオフェノン、ピリプロキシフェン、スピドキサマト(新規)、スピネトラム、チアメトキサム、チアフェナシル(新規)、トリフロキシストロビン。

* WHO サイト

食品中の残留農薬：2025年報告書：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240122963>

* 関連記事：食品安全情報(化学物質) No. 5/ 2026 (2026. 03. 04)

【WHO】出版物：2025年FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR) 概要報告書

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202605c.pdf>

* 関連記事：食品安全情報(化学物質) No. 18/ 2025 (2025. 09. 03)

【WHO】出版物：食品中の残留農薬：2024年報告書：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202518c.pdf>

3. 再生プラスチック及び代替食品接触材料に関する食品安全上の考慮事項：ウェビナー概要報告書

Food safety considerations for recycled plastics and alternative food contact materials: webinar summary report

01/06/2026

<https://www.fao.org/food-safety/news/detail/food-safety-considerations-for-recycled-plastics-and-alternative-food-contact-materials--webinar-summary-report/en>

FAO 食品安全フォーサイトプログラムが主催した 2026 年 5 月 13 日のウェビナーにおいて、FAO は報告書「再生プラスチック及び代替食品接触材料の食品安全への影響」を発表した。

食品包装やその他の食品接触材料（FCM）におけるプラスチックの広範な使用は、深刻化するプラスチック廃棄物問題や環境への懸念の一因となっている。再生プラスチックや代替 FCM は、より持続可能な解決策となり得るが、食品安全に関する問題を引き起こす可能性もある。FAO の報告書は、再生プラスチックや再生可能資源から作られた FCM の使用に関連する主要な食品安全問題を検証している。使用を規制する世界的に統一された法的枠組みが欠如している中、本報告書は、再生プラスチック及びバイオベース FCM の食品安全面に関する国際的なガイダンスの策定を支援するとともに、世界的な規制枠組みの整合性を高めることを目的としている。

ウェビナーには、民間企業、政府当局、国際機関、学术界、研究機関など、多様な地域や分野を代表する 200 名以上の参加者がオンライン討論に参加し、再生プラスチック及び代替 FCM の使用に関連する食品安全上の考慮事項について議論した。また、カナダ保健省、米国食品医薬品局（US FDA）、欧州委員会、日本政府の消費者庁、コーデックス事務局からの専門家によるパネルディスカッションが行われた。パネリストらは、再生プロセス、化学物質による汚染の可能性、これらの材料に関連する新興課題の評価を含め、各国当局が再生プラスチックや代替 FCM に関連する食品の安全リスクをどのように評価及び管理しているかについて、それぞれの視点と知見を共有した。また、代替 FCM に関連する食品安全リスクに対する世界的に調和されたアプローチの支援におけるコーデックス委員会の役割も強調された。（ウェビナーの録画を視聴可能）

* ウェビナー概要報告書

<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd9812en>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2026（2026. 05. 27）

【FAO】FAO の報告書は、再生プラスチック製の食品包装に関する徹底したリスク評価を求める

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202611c.pdf>

4. FAO の報告書は、家畜における薬剤耐性対策の長期的な経済的意義を強調

FAO report highlights long-term economic case for tackling antimicrobial resistance in livestock

03/06/2026

<https://www.fao.org/newsroom/detail/fao-report-highlights-long-term-economic-case-for-tackling-antimicrobial-resistance-in-livestock/en>

2026年6月3日、ローマのFAO本部で開催されたFAO農業委員会（COAG）家畜小委員会第4回会合のサイドイベントにおいて、技術報告書「The future of antimicrobial use in livestock – The economic cost of action or inaction（家畜における抗菌剤使用の未来－行動又は不作為の経済的コスト）」が発表された。

本報告書では、動物性食品への需要の増加と生産の集約化という現在の傾向が続けば、世界の家畜における抗菌剤の使用量は、2019年と比較して2040年までに30%近く増加すると予測されている。抗菌性成長促進剤（AGP）は、特にリソースが限られた地域において短期的な生産性の向上をもたらすが、薬剤耐性（AMR）の増加を想定したシナリオにおける長期的な生産損失は、それよりもはるかに大きいと指摘している。AMRが増加した場合の累積的な畜産生産損失は2040年までに約3,180億ドルとなる可能性があるが、AGPの段階的廃止が最も厳格に行われた場合の生産損失は約530億ドルにとどまる見込みである。

AGPの段階的廃止は、当初は生産者に大きな打撃をもたらす。一方、AMRの増加による経済的影響は時間の経過とともに拡大する。この時間的ギャップが、長期的な介入対策が遅れる理由の1つである。本報告書では、家畜における抗菌剤適正使用支援（antimicrobial stewardship）は、技術的ガイダンスや国家規則のみでは達成できないとし、より明確な目標、持続可能な資金調達、市場ベースのインセンティブ、及び農場レベルでの実践の支援が必要であると指摘している。

* 報告書

The Future of antimicrobial use in livestock: The economic cost of action or inaction

<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd9571en>

（抜粋）

重要なメッセージ

- 家畜における抗菌剤の使用の未来を作るためには、家畜の生産を超えたより広範な食料システムを考慮する必要がある。
- 断固たる対策が講じられなければ、現状維持のシナリオでは、世界の家畜における抗菌剤の使用量は2040年までに約30%増加すると予想される。
- 家畜生産システムにおけるAGPの段階的廃止は重要な一歩だが、一部の地域では短期的な生産性の低下を招く可能性がある。

- AMR による長期的な経済的負担は AGP の段階的廃止のコストをはるかに上回るが、対策を加速させるには、少なくとも 280 億ドルの移行投資が必要となるだろう。
- 家畜における抗菌剤の使用は、世界的な公共財 (global public good) として再定義されるべきである。

5. 新たな総説が、食品由来の薬剤耐性がヒトの腸内マイクロバイオーームとどのように相互作用するかを考察

New review explores how foodborne antimicrobial resistance may interact with the human gut microbiome

02/06/2026

<https://www.fao.org/food-safety/news/detail/new-review-explores-how-foodborne-antimicrobial-resistance-may-interact-with-the-human-gut-microbiome/en>

FAO の農業食料システム・食品安全部門の研究チームが、食品由来の微生物、薬剤耐性遺伝子 (ARG)、及びその他の食品由来物質が、ヒトの腸内マイクロバイオーームにおける薬剤耐性 (AMR) の動態に与える影響に関する現在の知見をまとめた、新たな総説を発表した。

AMR は、ヒト、動物、植物の感染症を予防・治療するために使用される医薬品の有効性を低下させるため、世界的な健康上の重大な課題である。耐性菌や ARG は食品や食品生産環境から頻繁に検出されるが、食品摂取後にこれらの耐性菌や ARG がヒトの腸内レジストーム (gut resistome) にどの程度寄与するかという点は、未解明の重要な問題である。

本総説は、ARG が腸内でどのように持続・拡散するかについての理解を制限している知識のギャップを特定している。食品を通じて摂取される細菌の多くは一過性であり、長期的な定着はしないが、腸内の常在微生物叢との ARG の交換に寄与する可能性がある。著者らは、微生物の構成や豊富さ、遺伝因子、抗菌剤残留物、及び消化管環境における微生物の生存を決定づける条件など、ARG の伝達と存続に影響を及ぼしうる複数の要因を検討している。

本総説は、得られた知見をワンヘルスアプローチの枠組みに位置づけ、ヒト、動物、植物、環境間の健康の関連性を強調するとともに、適正規範、抗菌剤適正使用支援 (antimicrobial stewardship)、サーベイランス、リスク評価を通じて、フードチェーン全体にわたる防止の必要性を指摘している。しかし、入手可能な *in vivo* データが限られているため、知見を比較し、食品由来の AMR ばく露の公衆衛生上の重要性を十分に評価することは困難である。リスク評価手法を強化し、根拠に基づく低減戦略を支援するためには、これらの知見のギャップを埋めることが不可欠である。

* 発表された総説

Diaz-Amigo, C. et al.,

Antimicrobial resistance and the human gut microbiome – a food safety perspective.

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

https://ec.europa.eu/food/safety_en

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

RASFF - food and feed safety alerts

https://food.ec.europa.eu/safety/rasff-food-and-feed-safety-alerts_en

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

0522/2026～0604/2026 の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

原産国不明ゴマ種子の未承認物質クロルピリホス、中国産ピーマンのアセタミプリド・カルボフラン・クロチアニジン・フロニカミド・イミダクロプリド・プロクロラズ・ピラクロストロビン・テブコナゾール及び未承認物質のカルベンダジム・クロルピリホス及びイソプロカルブ、中国産ピーマンのアセタミプリド・ブプロフェジン・カルベンダジム・カルボフラン・クロチアニジン・フロニカミド・ラムダシハロトリン・プロクロラズ及び未承認物質クロルピリホスメチル、チェコ共和国経由中国産グラスからのカドミウム及び鉛の溶出、コロンビア産ウチワサボテンのオメトエート、オランダ経由中国産野生の花椒の未承認物質クロルピリホス、コロンビア産マンゴーのシプロジニル、フランス産小麦グルテンの麦角アルカロイド、スリランカ産ナツメグ粉末のアフラトキシン B1 及びオクラトキシン A、ポルトガル産オリーブオイルのミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)及びミネラルオイル飽和炭化水素 (MOSH)、チェコ共和国産スペルト小麦の薄焼きパンのオクラトキシン A、中国産茶のアントラキノン、オランダ産カルダモンのアントラキノン、デンマーク経由アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、オランダ経由中国産花椒パウダーのアセタミプリド・ビフェントリン・カルボフラン・ジフェノコナゾール・フロニカミド・イミダクロプリド・プロクロラズ・ピラクロストロビン・テブコナゾール及び未承認物質のカルベンダジム及びクロルピリホス、オランダ経由エジプト産クミンパウダーのアセタミプリド・クロチアニジン・フロニカミド・クレソキシムメチル・メタラキシル・チアメトキサム・トルフェ

ンピラド及び未承認物質のカルベンダジム・クロルピリホス・フィプロニル・ピコキシストロビン及びトリシクラゾール、エジプト産ニンジンの未承認物質カズサホス、チェコ共和国産フルーツグミの未承認新規食品成分カンナビジオール（CBD）及び未承認物質テトラヒドロカンナビノール（THC）、など。

注意喚起情報（information for attention）

フランス産イワシのヒスタミン、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、中国産ナイロン製レードルからの芳香族第一級アミン類（PAA）の溶出、パキスタン産ソース類のソルビン酸（E200）及び安息香酸（E210）高含有、スウェーデン産シナモンロールのクマリン高含有、米国産殻なしピーナッツのアフラトキシン類、北マケドニア共和国産ミックスサラダの未承認物質クロルピリホス、ペルー産生鮮マンゴーチアメトキサム、トルコ産ハーバルペーストの未承認物質シルデナフィル、シリア・アラブ共和国産ハチミツ製品の未承認物質のシルデナフィル及びタダラフィル、トルコ産チョコレート製品の未承認物質シルデナフィル、トルコ産チョコレートの未承認物質シルデナフィル、シンガポール産フードサプリメントの未承認新規食品成分、ウズベキスタン産生鮮デイルのプロピコナゾール、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、中国産ニンニクのカドミウム、米国産フードサプリメントの未承認物質 5-ヒドロキシトリプトファン（5-HTP）・未承認着色料二酸化チタン（E171）及び未承認新規成分クレアチン誘導体、コロンビア産生鮮マンゴーチアメトキサム、スペイン産ケールのフロニカミド、など。

通関拒否通知（Border Rejections）

メキシコ産グリーンパパイヤのジメトエート、ベトナム産キュウリのシロマジン及びチアメトキサム、インド産ブラックミンの未承認物質クロルピリホス、ウガンダ産ピーナッツのアフラトキシン類、インドネシア産ナツメグのアフラトキシン B1 及びオクラトキシン A、中国産乾燥パプリカのオクラトキシン A、コロンビア産パッションフルーツのメソミル、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A、インド産乾燥唐辛子のブプロフェジン・エチオン・フルシラゾール・プロパルギット・トルフェンピラド及び未承認物質のジノテフラン及びフィプロニル、ケニア産インゲンのペンコナゾール、パキスタン産バスマティ米のアセタミプリド・クロチアニジン及び未承認物質クロルピリホス、インド産ゴマ種子のトルフェンピラド、パキスタン産バスマティ米のクロチアニジン、エジプト産生鮮レモンのルフェヌロン及びプロピコナゾール、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A、コロンビア産マンゴーチアメトキサム、中国産抹茶のクロチアニジン・フロニカミド・ラムダシハロトリン・チアメトキサム・トルフェンピラド及び未承認物質ジノテフラン、エジプト産冷凍ダイスカットイチゴのプロパルギット、コロンビア産パッションフルーツのブプロフェジン、ウズベキスタン産サルタナレーズンのオクラトキシン A、アルゼンチン産ひまわりの種子のアルテルナリオール・アルテルナリオールモノメチルエーテル（AME）及びテヌアズン酸、インド産アシュワガンダの根のシペルメトリン及び未承認物質クロルピリホス、フィリピン産果実飲料の未承認食品添加物の臭素化植物油(BVO)(E443)、など。

-
- 欧州化学品庁（ECHA : European Chemicals Agency）<https://echa.europa.eu/home>

1. PFAS 規制案に関するウェビナーの資料が公開された

PFAS webinar materials online

ECHA Weekly 20/5/2026

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-20-may-2026

2026年3月26日にパー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の規制案に関するリスク評価委員会（RAC）の最終意見書及び社会経済分析委員会（SEAC）の意見書案が公表されたことを受け、両委員会の意見書の要点を紹介するウェビナーが5月7日に開催された。ウェビナーでは、PFASのハザード、排出量及びリスク、提案されている規制によるリスク低減の可能性、及び代替品の入手可能性や例外措置（derogations）の可能性を含む社会経済的影響、並びにREACH規制プロセスの今後の手順について、両委員会の委員長らが説明を行い、参加者からの質問に回答した。

このウェビナーの動画及びプレゼンテーションスライドが、下記のウェブサイトで公開されている。

* ウェビナーのウェブサイト

PFAS restriction: ECHA Committees' opinions and next steps

https://echa.europa.eu/-/pfas-2026-echa-committees-opinions#msdynmkt_trackingcontext=9002be09-3f99-4831-912c-4cfac8a0000

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 9/ 2026（2026. 04. 28）

【ECHA】PFAS 規制：ECHA の委員会の意見書及び次のステップ

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202609c.pdf>

-
- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

<https://www.efsa.europa.eu/en>

1. 新規食品関連

- *Cannabis sativa* L.から抽出されたカンナビジオールの新規食品としての安全性

Safety of cannabidiol isolate from *Cannabis sativa* L. as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283

27 May 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10124>

（科学的意見）

2. 食品接触材料関連

- プラスチック製食品接触材料に使用する L-アスパラギン酸 N-ベンゾイル二ナトリウム塩の安全性評価

Safety assessment of the substance l-aspartic acid, N-benzoyl-, disodium salt for use in plastic food contact materials

28 May 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10104>

(科学的意見)

3. 農薬関連

- ハチミツ中ドジンの既存最大残留基準値の変更

Modification of the existing maximum residue level for dodine in honey

29 May 2026

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10109>

(理由付き意見書)

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <https://www.food.gov.uk/>

1. 消費者調査 (2026年1月～2026年3月)

Consumer Insights Tracker (January 2026 – March 2026)

May 19, 2026

<https://science.food.gov.uk/article/160939-consumer-insights-tracker-january-2026-march-2026>

FSA は、委託する毎月のオンライン追跡調査である消費者調査 (Consumer Insights Tracker) の報告 (2026年1月～3月) を発表した。この調査では、毎月、イングランド、ウェールズ、北アイルランドの16歳以上の消費者、約2000人を対象として、食品に関する行動と態度が調査される。本報告書では、食品に関する消費者の懸念、食料の購入可能性、規制当局としてのFSAへの信頼など、定期的に追跡調査されているトピック、及び必要に応じてその他のトピックに関する調査結果が示されている。本調査の目的は、定期的なモニタリングや最新の数値を必要とするトピックについて、FSA及び政府間の様々な関係者にタイムリーで詳細な洞察を提供することである。

<主な調査結果>

- ・ Food affordability (食料の購入可能性) : 2026年3月時点で、回答者の約4分の1 (23%) が、食料を購入できるかどうかについて不安を抱いている。2026年1月は21%、2月は19%であった。

- ・ **Money saving behaviours** (節約行動) : この四半期を通じて最も多く報告された節約行動は、消費期限切れの食品を食べる(64%、3月26日)、保存した残り物を2日以上にわたり食べたこと(60%、3月26日)であった。保存した残り物を2日以上にわたり食べた割合は1月が高く(68%)、これは12月の行動を回答している。
- ・ **Food concerns** (食料に関する懸念) : 2026年3月時点の懸念事項は、食品価格(91%)、次いで超加工食品(77%)、次がフードチェーンの食品廃棄(77%)であった。
- ・ **Food safety information** (食品安全情報) : 2026年2月は、食品リコール、食品汚染事案、食中毒の発生に関する情報を目にしたたり聞いたりした回答者の割合が多かった。例えば、食品リコールについて聞いたことがある回答者の割合は、1月は34%であったが、2月は44%であった。
- ・ **Precision breeding** (精密育種) : 2026年3月時点で、精密育種を聞いたことがある回答者は13%、どういうものか知っている回答者はわずか5%であった。2025年9月の調査では16%、2025年3月は13%であった。
- ・ **Precision fermentation** (精密発酵) : 2026年2月時点で、精密発酵を聞いたことがある回答者は20%、精密発酵乳製品について聞いたことがある回答者は15%であった。5人に2人以上(44%)は食事に取り入れたいと回答し、26%は取り入れたいと回答した。調査結果は、2025年8月の調査と概ね一致している。

* 関連記事 : 食品安全情報 (化学物質) No. 4/ 2026 (2026. 02. 18)

【FSA】 消費者調査 (2025年10月~2025年12月)

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202604c.pdf>

● アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland) <https://www.fsai.ie/>

1. **FSAI、10歳以下の小児向けスラッシュアイスドリンクに関する助言を更新**

FSAI updates advice on slush ice drinks for children aged ten and under

26 May 2026

<https://www.fsai.ie/news-and-alerts/latest-news/fsai-updates-advice-on-slush-ice-drinks-for-childr>

欧州食品安全機関 (EFSA) が2026年5月5日に発表した新たなリスク評価を受け、アイルランド食品安全局 (FSAI) は、保護者や養育者に対し、10歳以下の小児は、頭痛、吐き気、嘔吐などの有害影響の可能性があるため、グリセロールを含むスラッシュアイスドリンクを摂取するべきではないとする更新された助言を発表した。

グリセロールはEUで承認されている食品添加物 (E 422) であり、飲料中の砂糖の量を減らすための組成変更において使用される。フレーバー飲料では"quantum satis" (適量)

での使用が認められている。グリセロールがアイスドリンクに使用された場合はスラッシュ状の食感を与える。一般的に有害ではないが、スラッシュアイスドリンクに高濃度で使用された場合、10歳以下の小児への影響が懸念される。スラッシュアイスドリンクは、様々な販売店でスラッシュアイスマシンを用いて販売されているほか、家庭で調製するための濃縮シロップや包装済み飲料として小売店で販売されており、オンラインでも購入可能である。

FSAI はまた、業界向けの自主ガイドラインも更新した。このガイドラインでは業界に対し、スラッシュアイスドリンクの濃縮液を製造する際は安全な量のグリセロールを使用するよう求めている。グリセロールを含む包装済みスラッシュアイスドリンクや家庭用の濃縮シロップを製造する場合は、FSAI の助言に従い、包装に警告表示をしなければならない。また、グリセロールを含む未包装のスラッシュアイスドリンクを販売する小売業者は、販売場所に「本製品にはグリセロールが含まれており、10歳以下の子供には推奨されない」という警告を掲示しなければならない。

FSAI は以前欧州委員会及び他の加盟国に対してこの問題を提起し、それが今回の EFSA によるリスク評価につながった。FSAI は現行の食品添加物法の改正を引き続き支持しているが、改正には欧州レベルでの合意が必要である。

* 消費者向け助言 : Slush ice advice for children aged ten and under

<https://www.fsai.ie/consumer-advice/food-safety-and-hygiene/advice-for-consumers-regarding-consumption-of-slus>

* 業界向け自主ガイドライン :

Updated advice for food businesses regarding slush ice drinks

<https://www.fsai.ie/business-advice/running-a-food-business/food-safety-and-hygiene/advice-for-food-businesses-regarding-the-sale-and>

* EFSA 科学的意見 :

Safety of acute exposure to the food additive glycerol (E 422) from beverages

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2026.10057>

* 関連記事 : 食品安全情報 (化学物質) No. 10/ 2026 (2026. 05. 13)

【EFSA】食品添加物関連

飲料からの食品添加物グリセロール (E 422) の急性ばく露の安全性

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202610c.pdf>

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<https://www.bfr.bund.de/en/home.html>

1. ルゴール液はヨウ素状態を改善するための解決策ではない

フードサプリメントとしてオンラインで販売されている調製品は健康リスクをもたらす

Lugol's solution is not a solution for improving the iodine status

Preparations marketed online for use as food supplements pose health risks

21/05/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/notification/lugols-solution-is-not-a-solution-for-improving-the-iodine-status/>

特にソーシャルメディアやポータルサイトでは、成分がヒトの摂取に適さないにもかかわらず、フードサプリメントとして販売される製品が時折見られる。これらの製品は、潜在的な栄養不足や健康問題を軽減すると謳われている。現在盛んに宣伝されている製品の一つに、いわゆるルゴール液がある。これは、歴史的に外傷の消毒に用いられてきた元素ヨウ素・ヨウ化カリウム溶液で、現在でもデンプン検出のための実験用化学薬品として使用されている。

ルゴール液はヒトによる摂取を目的としたものではなく、フードサプリメントを含む食品に関して EU 及びドイツで定められた要件を満たしていない。この溶液の摂取は、ヨウ素中毒及びそれに伴う甲状腺機能への深刻な有害影響を引き起こす可能性がある。

ルゴール液のヨウ素含有量は非常に高い。5%溶液 1 滴には 6,000 µg 以上のヨウ素が含まれている。そのため、このごく少量を摂取しただけでも、成人の推奨 1 日ヨウ素摂取量である 150 µg を大幅に超過することになる。さらに、この溶液 1 滴は、欧州食品安全機関 (EFSA) が導出した、成人のあらゆる供給源からのヨウ素の耐容上限量 (UL) である 600 µg/日を約 10 倍も上回る。このようなヨウ素の過剰摂取は、甲状腺機能の深刻な障害を引き起こす可能性がある。

2. カビ毒に焦点を当てる：第 47 回カビ毒ワークショップが BfR で開催される

Focus on mycotoxins

47th Mycotoxin Workshop to be held at the BfR

26/05/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/notification/focus-on-mycotoxins/>

多くの人は、ヨーグルトやパンにふわふわとしたものが現れた時だけ、カビの存在に気づく。実際は、これらの微生物は環境の至る所に存在する。一部の種はヒトの健康に有害なマイコトキシン (カビ毒) として知られる有毒物質を産生するため、これらに関する研究は食品安全にとって極めて重要である。食品中のカビ毒をより詳細に調査するために、どのような分析法が役立つのか？また、将来的に人工知能はカビ毒研究をどのように支援できるのか？2026 年 6 月 1 日から 3 日にかけて開催される第 47 回カビ毒ワークショップで、これらの疑問をはじめとする諸課題が議論される。BfR は、カビ毒研究協会 (Gesellschaft für Mykotoxinforschung e. V.) と共同で、Berlin-Marienfelde にて第 47 回カビ毒ワークショップを主催する。

3 日間にわたり、国際的な専門家が最新の研究成果を発表する。初日は、分析方法、食品中のカビ毒の発生状況と管理が中心となる。エチオピアとスイスの経験などが共有される予定で、気候変動がカビ毒の発生状況に与える影響についても議論される。2 日目は、毒理学、データ分析、人工知能とカビ毒研究の分野が中心となり、最終日には、参加者がカビ毒の除去と削減などに関する研究を発表する。

* 関連情報

- Mould in foods – health risks and how to avoid them
<https://www.bfr.bund.de/en/service/frequently-asked-questions/topic/mould-in-foods-health-risks-and-how-to-avoid-them/>
- BfR podcast: Mycotoxins: About mould and mould toxins (in German)
<https://podcast.bfr.bund.de/12-mykotoxine-uber-schimmelpilze-und-schimmelpilzgifte>
- Health Risk Assessment of Mycotoxins and Plant Toxins in Food
<https://www.bfr.bund.de/en/food-safety/assessment-of-substance-risks-in-foods/health-assessment-of-contaminants-in-food/health-risk-assessment-of-mycotoxins-and-plant-toxins-in-food/>
- Mycotoxins in plant-based drinks (soy, almond and oat): the BfR updates its assessment of their health risks based on newly collected data
<https://www.bfr.bund.de/en/opinions/mycotoxins-in-plant-based-drinks-soy-almond-and-oat-the-bfr-updates-its-assessment-of-their-health-risks-based-on-newly-collected-data/>
(別添にて解説あり)

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 8/ 2026（2026. 04. 15）

【BfR】食品中のカビ-健康リスクとその避け方

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202608c.pdf>

3. 先端材料：ライフサイクル全体にわたる安全性の研究

ドイツのヒト及び環境の安全を担当する連邦機関は、規制の観点から研究ニーズを提示する

Advanced materials: Research for safety over the lifecycle

Germany's federal agencies responsible for human and environmental safety present research needs from a regulatory perspective

26/05/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/press-release/advanced-materials-research-for-safety-over-the-lifecycle/>

先端材料は、医療、エネルギー転換、懸念物質や重要原材料の代替など、地球規模及び社会的な課題に対処する可能性を秘めている。しかし、先端材料の社会的便益を十分に引き出

すためには、ヒトや環境に対する安全性、及びライフサイクル全体にわたる持続可能性が極めて重要である。これには、先端材料の生産、使用、及び廃棄段階に関連する潜在的な有害影響を、適時に回避又は軽減することが含まれる。欧州委員会の「産業的リーダーシップのための先端材料 (Advanced Materials for Industrial Leadership)」に関するコミュニケーション (指針) を受け、ドイツ連邦環境庁 (UBA)、連邦材料研究試験所 (BAM)、連邦労働安全衛生研究所 (BAuA)、BfR、国家計量研究所 (PTB) は、安全な先端材料分野における研究のための戦略的アジェンダを公表した。

この戦略は、ドイツ連邦当局の研究を方向付け、優先順位付けすることを目的としているだけでなく、政策立案者、資金提供機関、科学コミュニティに対し、安全な先端材料に関する規制関連の研究ニーズについて情報を提供することも意図している。提示された戦略は、規制当局向けの規制準備を支援する安全研究のアジェンダと、イノベーター向けの「安全で持続可能な設計」を提供するものである。

* Strategic Research Agenda for Safe Advanced Materials

<https://www.umweltbundesamt.de/publikationen/strategic-research-agenda-for-safe-advanced>

* Communication of the European Commission on “Advanced Materials for Industrial Leadership”

https://research-and-innovation.ec.europa.eu/document/download/0fcf06ea-c242-44a6-b2cb-daed39584996_en?filename=com_2024_98_1_en_act_part1.pdf

4. まずは登録し、それから研究を始める

データベースへの事前登録は、科学研究を改善し、透明性を高める

Register first, then conduct research

Pre-registration in a database can improve scientific work and make it more transparent

26/05/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/notification/erst-registrieren-dann-forschen/>

物議を醸すような科学的手法は、研究の質を損なう可能性がある。これに対抗し、同時に科学研究へのアクセスを容易にする一つの方法は、計画中のプロジェクトを事前にデータベースに登録することである。これには、プロジェクトに関する重要な情報を事前に保存し、(一定の公開制限期間が経過した後) 一般公開することを含む。

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) 傘下のドイツ実験動物保護センター (Bf3R) を含む国際研究グループは、学術誌「EMBO reports」に掲載された論文の中で、生物医学的な *in vitro* 研究 (試験管内及び培養細胞を用いた研究) も将来的に事前登録制にすべきだと主張している。

生物医学分野を含む科学界が直面している問題の一つは、再現性の欠如である。発表された研究結果は、他の研究グループによって再現できないことが多く、部分的にしか再現できないため、確認できない。事前登録は、綿密な計画と文書化を通じて実験の透明性と再現性

を高めるため、研究結果の歪みを防ぐことができる。事前登録は現在、ほとんどの臨床試験（医薬品試験など）で義務付けられている。さらに、社会科学分野や、より最近では動物実験の事前登録のためのデータベースも存在する。細胞培養を用いた研究については、再現性の欠如という問題も抱えているにもかかわらず、今のところ同様のフォーラムは存在しない。

著者らは論文の中で *in vitro* 研究の事前登録にどのような要件が求められるべきかに関して、いくつかの条件を示している。これらの条件を満たすことで、*in vitro* 研究の透明性、信頼性、再現性が向上する。また、質の高い *in vitro* 研究は、動物実験に代わる方法の確立にも役立ち、ひいては動物実験の回数を減らすことにもつながるだろう。

*掲載論文

Heinl, C., Franco, N.H., Bert, B. et al. A call for preregistration of *in vitro* research. *EMBO Rep* 27, 2147–2155 (2026). <https://doi.org/10.1038/s44319-026-00764-x>

5. BfR 消費者製品委員会第 35 回会合

35th meeting of the BfR Commission for Consumer Products

03/06/2026

<https://www.bfr.bund.de/en/commission-protocol/35th-meeting-of-the-bfr-commission-for-consumer-products/>

食品接触材料に関する内容が主な議題であった。

<議題> (抜粋)

- ・ EFSA: 食品接触材料の使用中に放出されるマイクロプラスチックおよびナノプラスチックに関する文献レビュー
- ・ 2025 年 6 月 24 日・25 日開催の第 25 回連邦環境庁 (UBA) KTW 専門家委員会合に関する報告書: 飲料水接触材料に関する欧州及び国内の活動、など
- ・ 連邦食料・農業・故郷省 (BMLEH) による、国内及び欧州の立法手続き並びに欧州評議会の活動に関する報告書: EU の食品接触材料に関する法律の改訂、など
- ・ 玩具に関する最新情報: EU 玩具安全指令の改訂、など
- ・ 食品接触材料からの化学物質の移行に関するモニタリングからの最新情報
- ・ 欧州調理器具・カトラリー・家庭用品産業連盟 (FEC) によるプレゼンテーション: 「さまざまなフライパン代替品の包括的なリスク分析」
- ・ 食品との接触を意図する物質に関する国立リファレンス研究所及び食品中の MOSH/MOAH 物質群に関する加工による汚染物質 (製造副生成物) の国立リファレンス研究所からの報告
- ・ 食品接触材料に関する BfR の勧告に対する現在又は今後の見直し
- ・ 2025 年 11 月 25 日開催の毒性学委員会会議の報告
- ・ 2025 年 9 月 17 日の紙委員会会議の報告: 紙に含まれる PFAS (主に 6:2 フルオロテロマーアルコール) 及びビスフェノール A に関する最新情報、など

・ 2025 年 9 月 16 日開催のゴム委員会会議の報告
など。

-
- フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)
<https://www.anses.fr/en>

1. 動物における抗菌薬の使用を減らすことは、薬剤耐性の急速かつ持続的な減少につながる

Reducing the use of antibiotics in animals leads to a rapid and lasting decrease in bacterial resistance

22/05/2026

<https://www.anses.fr/en/content/reducing-the-use-of-antibiotics-in-animals-leads-to-a-rapid-and-lasting-decrease-in-bacterial-resistance>

抗菌薬の有効性を維持することは、ヒトと動物の健康にとって不可欠である。フランスにおける動物の抗菌薬の使用と薬剤耐性の長期モニタリングに基づき、ANSES は Ecoantibio 計画の資金援助を受けて、ヒトと動物の健康に特に重要な抗菌薬に関する 2 つの研究プロジェクトを実施した。1 つは子牛、イヌ、ネコにおける大腸菌のフルオロキノロン系抗菌薬及び第 3 世代・第 4 世代セファロスポリン系抗菌薬に対する耐性に焦点を当てたもので、もう 1 つは子牛とブタにおける大腸菌のコリスチン耐性を調査したものである。その結果、これらの抗菌薬の使用量を削減してからわずか 1~2 年で、耐性菌の割合が急激に減少することが明らかになった。

研究対象となった抗菌薬は、ヒトと動物の健康にとって重要であることから選定された。フルオロキノロン系抗菌薬とセファロスポリン系抗菌薬は、極めて重要な抗菌薬とみなされており、ヒトと動物の重篤な疾患を治療するための最終手段として使用される。そのため、獣医療におけるこれらの抗菌薬の使用は厳しく規制されている。コリスチンは、フランスでは極めて重要な抗菌薬には分類されていないが、ヒト医療においては多剤耐性菌に対する最終手段として使用されている。この抗菌薬に対する耐性菌が発見されたことを受け、2016 年に家畜における使用量を削減するよう勧告が出された。

研究者たちは、フランスの動物由来病原性細菌における薬剤耐性に関する監視ネットワークである Résapath のデータに基づいて研究を行った。Résapath は 1982 年以来、フランスの家畜における薬剤耐性の動向を監視している。科学者たちは、Résapath のデータと、ANSES の動物用医薬品局が毎年モニタリングしている動物における抗菌薬へのばく露に関するデータを比較した。研究者らによると、動物種や抗菌薬の種類によって違いはあるものの、動物の抗菌薬へのばく露レベルが減少すると耐性菌の割合が減少した。

2. ワンヘルスに関する国際会議

International Congress on One Health

25/05/2026

<https://www.anses.fr/en/content/international-congress-on-one-health>

16 カ国から 100 名以上の参加者が参加した 2024 年の初回大会に続き、第 2 回大会となるワンヘルス国際会議が 2026 年 6 月 3 日から 5 日にかけて、Saint-Quay-Portrieux (Côtes d'Armor) で開催される。動物、ヒト、環境の健康分野の研究者、政策立案者、専門家を対象としたこの会議では、ワンヘルスの概念を具体的な行動へと落とし込むことに焦点を当てる。特に、世界的な変化の中で、このアプローチを新興感染症や再興感染症の制御改善にどのように適用できるか、また統合的なサーベイランスシステムの開発をどのように支援できるかを議論する。また、この概念の実施に必要なデータの収集と相互参照に利用できる新しいツールや、社会科学の応用についても意見を交わす予定である。

3. PNR EST 設立 20 周年：研究資金は維持されるべきである

Twenty years of the PNR EST: research funding should be maintained

28/05/2026

<https://www.anses.fr/en/content/twenty-years-pnr-est-research-funding-should-be-maintained>

過去 20 年間、環境・労働衛生に関する国家研究プログラム (National Research Programme for Environmental and Occupational Health : PNR EST) は、内分泌かく乱物質、農薬、PFAS、ナノ粒子、高周波といったテーマの研究に資金を提供してきた。これらの研究成果は、健康関連の専門家による評価や公共政策に直接的に役立てられている。これまでに、新興分野やこれまであまり研究されてこなかったテーマを含む、合計 738 件のプロジェクトが支援されてきた。これにより、環境や労働がヒトや動物の健康、そして生態系に及ぼす影響についての理解が深まった。現在の課題を踏まえると、この資金提供を長期的に継続していくことが極めて重要である。

PNR EST は 2006 年に、環境及び労働衛生・安全分野における科学的な専門家評価や公共政策策定に活用できる研究に資金を提供することを目的として開始され、現在、フランスにおける労働衛生研究の主要な資金提供機関である。資金提供を受けた研究は、科学的な議論に貢献し、公共政策の形成にも役立ってきた。例えば、フランスで食品容器へのビスフェノール A の使用が禁止されるに至った研究や、アスベストばく露に関連する卵巣がん及び喉頭がんの職業病一覧表の作成などが挙げられる。

PNR EST は設立から 20 年以上にわたり、革新的な取り組みを支援してきた。特に実現可能性調査への資金提供のおかげで、多くの研究者が新たなテーマやアプローチを探求することを可能にした。こうした初期の取り組みは、その後長年にわたって行われるより大規模な研究の出発点となっている。

また、このプログラムは市民社会との緊密な対話を維持している。毎年、資金提供を受け

たプロジェクトの成果を発表する ANSES の科学会議は、研究者、組織、その他の関係者間の議論のための貴重な場となっており、知識の共有と新たな科学的協力関係を促進している。過去 20 年間、PNR EST は社会の懸念や知識ニーズに対応するために進化を続けてきた。この勢いは今後も維持され、動物や植物の健康、そして生態系に関する研究が強化されることで、「ワンヘルス」アプローチの課題に包括的に取り組むことができるだろう。

PNR EST の 20 周年を記念して、ANSES は主要な健康問題に取り組む助成対象プロジェクトをテーマとした 4 つのウェビナーなど、いくつかのイベントを計画している。

-
- チェコ農業食品検査機関（CAFIA : The Czech Agriculture and Food Inspection Authority）<https://www.szpi.gov.cz/en/>

1. CAFIA 年次報告書 2025

CAFIA Annual Report 2025

05/12/2026

<https://www.szpi.gov.cz/en/article/cafia-annual-report-2025.aspx>

（抜粋）

検査結果の概要

2025 年、CAFIA は、食品事業施設、公共飲食施設、税関倉庫及びオンラインショップに対して、合計 47,370 件の査察を実施した。小売店舗では 18,055 件、飲食施設では 25,840 件、製造施設では 8,521 件、卸売施設では 1,902 件、一次生産施設では 576 件、その他（輸送中、税関倉庫など）では 2,653 件の検査が実施された。その結果、2,310 バッチの食品及びその他の製品が不適合と判定された（小売店舗で 1,661 バッチ、生産施設で 130 バッチ、卸売施設で 51 バッチ、その他で 468 バッチ）。

原産国別では、不適合バッチ全体に占める割合が最も低かったのは国産食品（13.3%）であり、次が EU 産製品（19.5%）であった。第三国からの輸入品ではより高い割合（31.5%）であった。個別の商品別では、不適合バッチの割合が最も高かったのは、他に分類されないその他の食品（冷凍食品を含む）であった（72.3%）。次いで、乾燥製品・液体調味料・ドレッシング・塩・マスタード（71.4%）、チョコレート及び菓子類（65.2%）、蜂蜜（55.3%）、ノンアルコール飲料（49.3%）、天然甘味料（45.5%）、アイスクリーム及び冷凍クリーム類（45.4%）、食品添加物（41.7%）、発芽種子及びブスプラウト（38.9%）であった。

異物検査結果の概要

合計 2,402 バッチについて検査が実施され、以下の 138 バッチ（5.7%）が不適合であった。

- 残留農薬：1,209 バッチが検査され、40 バッチが不適合
- カビ毒：273 バッチが検査され、6 バッチが不適合
- 化学元素：汚染物質（カドミウム、鉛、水銀、スズ、ヒ素）について 139 バッチが

検査され、4 バッチが不適合。その他の元素（ヨウ素、マグネシウム、リンなど）について 116 バッチが検査され、2 バッチが不適合

- ダイオキシシン及びポリ塩化ビフェニル：11 バッチが検査され、1 バッチが不適合
- 3-モノクロロプロパンジオール（3-MCPD）・3-MCPD エステル類・グリシドールエステル類：30 バッチが検査され、1 バッチが不適合
- 麦角アルカロイド：37 バッチが検査され、1 バッチが不適合
- トロパンアルカロイド：38 バッチが検査され、2 バッチが不適合
- アヘンアルカロイド：59 バッチが検査され、1 バッチが不適合
- ピロリジジンアルカロイド：47 バッチが検査され、1 バッチが不適合
- アクリルアミド：92 バッチが検査され、4 バッチが不適合
- カンナビノイド・ムシモール：88 バッチが検査され、75 バッチが不適合

一方、以下の検査の結果はすべて適合であった。

多環芳香族炭化水素（PAH）（37 バッチ）、硝酸塩（50 バッチ）、生体アミン（ヒスタミン、18 バッチ）、エルカ酸（5 バッチ）、青酸（15 バッチ）、過塩素酸塩（24 バッチ）、パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS、17 バッチ）、グリコアルカロイド（16 バッチ）、フラン（31 バッチ）、カルバミン酸エチル（30 バッチ）、BTX（ベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼンを含む、29 バッチ）、変性剤（36 バッチ）

食品添加物検査結果の概要

合計 590 バッチについて検査が実施され、25 バッチ（4.1%）が不適合であった。

- 保存料：473 バッチが検査され、16 バッチが不適合（無許可：1 バッチ、上限値の超過：15 バッチ）
- 着色料：150 バッチが検査され、8 バッチが不適合（無許可：1 バッチ、上限値の超過：1 バッチ、表示欠落：6 バッチ）
- 甘味料（35 バッチ）：すべて適合
- 酸化防止剤（7 バッチ）：すべて適合
- その他の食品添加物（ポリリン酸塩など）：134 バッチが検査され、1 バッチが不適合（表示欠落）

その他

テーマ別検査及び臨時検査として、露天販売のイチゴやボトル入り飲料水の残留農薬検査、飲食施設におけるフライドポテト中のアクリルアミド含有量の低減に焦点を当てた揚げ油の検査、RASFF 通知を受けて実施されたウクライナ産パン用酵母の残留農薬臨時検査、EU 協調キャンペーンの一環として実施された水産物の製品重量不正に関する臨時検査、鶏肉の賞味期限改ざんに関する通報を受けて実施されたフライドチキンチェーン店全 134 店舗の検査、遺伝子組換え食品の有無に焦点を当てた食品（原材料）の検査なども実施された。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 19/ 2025（2025. 09. 17）

- 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<https://www.fda.gov/>

1. FDA が乳幼児用調製乳のタンパク質品質試験に関する最終ガイダンスを公表する

FDA Publishes Final Guidance on Protein Quality Studies for Infant Formula

May 21, 2026

<https://www.fda.gov/food/hfp-constituent-updates/fda-publishes-final-guidance-protein-quality-studies-infant-formula>

FDA は、乳幼児用調製乳の製造業者及び検査を行う試験所に対する最終ガイダンスを公表した。このガイダンスは、製造業者や試験所がタンパク質効率比(PER：Protein Efficiency Ratio)試験の設計、実施、評価、報告するための支援を目的として、作成された。タンパク質は乳幼児の成長と発達を支えるために不可欠な栄養素である。PER 試験は、乳幼児用調製乳のタンパク質の品質を保証するために用いられており、乳児の栄養源としてはしばしばこのタンパク質が唯一の栄養源となっている。このガイダンスは、特に米国市場に新しい乳幼児用調製乳を導入しようとする事業者を支援し、FDA の要件「新しい乳幼児用調製乳がタンパク質に関する十分な生物学的品質の品質係数を満たすもの」であるために、PER 試験を実施する方法を概説することを目的とする。

本文書は、2023 年に公表されたガイダンス案のアプローチを最終決定するものである。このガイダンスは、FDA に新しい乳幼児用調製乳を申請するための情報を提供することで、より強靱な乳幼児用調製乳供給を支援するための措置の一つである。

* 事業者向けガイダンス

Protein Efficiency Ratio (PER) Rat Bioassay Studies to Demonstrate that a New Infant Formula Supports the Quality Factor of Sufficient Biological Quality of Protein

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-protein-efficiency-ratio-rat-bioassay-studies-demonstrate-new-infant-formula>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2023（2023. 02. 15）

【FDA】FDA は乳幼児用調製乳のタンパク質品質試験に関するガイダンスを提供

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202304c.pdf>

2. FDA が食品トレーサビリティ規則に関する事業者向け研修の提供を公表する

FDA Announces Availability of Industry Training on the Food Traceability Rule

May 21, 2026

<https://www.fda.gov/food/hfp-constituent-updates/fda-announces-availability-industry-training-food-traceability-rule>

FDA は、食品安全予防管理協会(FSPCA : Food Safety Preventive Controls Alliance)と提携し、食品トレーサビリティ規則(FTR)に関する新しい研修カリキュラムを開始した。

「FSPCA FTR Training for the Food Industry」と題されたこのコースは、参加者が食品トレーサビリティ規則を理解し遵守するために必要な基礎知識を提供する、事業者向けに特化した研修である。

FDA は 6 月にパブリックミーティングを開催し、FTR の実施状況や今後懸念される点、特にロットレベルの追跡やコンプライアンスの柔軟性に関する情報共有の機会を提供する予定である。

* 研修登録詳細

<https://www.fspca.net/ftr-training-for-the-food-industry>

* 公開会議詳細

<https://www.fda.gov/food/workshops-meetings-webinars-food-and-dietary-supplements/fda-public-meeting-challenges-and-solutions-lot-level-food-traceability-06152026>

* 関連情報：食品トレーサビリティ規則

FSMA Final Rule on Requirements for Additional Traceability Records for Certain Foods

<https://www.fda.gov/food/food-safety-modernization-act-fsma/fsma-final-rule-requirements-additional-traceability-records-certain-foods>

3. FDA は 6 月のトレーサビリティパブリックミーティングに先立ち、ディスカッションペーパーを公表する

FDA Releases Discussion Paper Ahead of Traceability Public Meeting in June

May 27, 2026

<https://www.fda.gov/food/hfp-constituent-updates/fda-releases-discussion-paper-ahead-traceability-public-meeting-june>

FDA は、最終規則「特定の食品に関する追加トレーサビリティ記録の要件」(食品トレーサビリティ規則)におけるロットレベルの追跡要件に関する柔軟性について、関係者とのより深く生産的な連携を促進するディスカッションペーパーを発表した。このディスカッションペーパーは、6 月 15 日に予定されている FDA 主導のバーチャルパブリックミーティングを含む FDA が関係者と関わるための情報や質問が含まれる。また、ディスカッションペーパーの質問に関連して意見を募集する。2026 年 7 月 15 日まで。

* ディスカッションペーパー

<https://www.fda.gov/media/192696/download>

* 官報

Hearings, Meetings, Proceedings, etc.: Challenges and Solutions in Lot-Level Food Traceability

<https://www.federalregister.gov/public-inspection/2026-10603/hearings-meetings-proceedings-etc-challenges-and-solutions-in-lot-level-food-traceability>

* パブリックミーティング詳細（要登録）

FDA Public Meeting- Challenges and Solutions in Lot-Level Food Traceability

<https://www.fda.gov/food/workshops-meetings-webinars-food-and-dietary-supplements/fda-public-meeting-challenges-and-solutions-lot-level-food-traceability-06152026>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 10/ 2026（2026. 05. 13）

[FDA] FDA はロットレベルのトレーサビリティに関する課題と解決策に関するパブリックミーティングを発表する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202610c.pdf>

4. FDA は食品接触材料に使用されるフタル酸エステル類の市販後レビューを進める

FDA Advances Post-Market Review of Phthalates Used in Food Contact Materials

May 27, 2026

<https://www.fda.gov/food/hfp-constituent-updates/fda-advances-post-market-review-phthalates-used-food-contact-materials>

FDA は食品接触用可塑剤として現在認可されている 8 種類のオルトフタル酸エステル (ortho-phthalates) (フタル酸エステル類)について、累積リスク評価のために、まとめて評価すべきかどうかを判断するための科学的評価書を発表した。本研究は、フタル酸エステル類の食品接触用途に関する今後の市販後安全性評価の参考となる。新しい科学情報が明らかになっていく中で、FDA は米国のフードサプライ中の化学物質が安全に保たれることを約束している。本科学的評価書に対する意見募集期間は 2026 年 6 月 26 日まで。

具体的には、FDA はフタル酸エステル類が化学的又は薬理的に関連のある (CPR : chemically or pharmacologically related)物質として考慮されるべきかどうかを科学文献から分析した。CPR のように類似化学物質をグループ化することで、消費者に対するリスクの総合評価が可能となる。

(評価対象物質)

- ・ フタル酸ジイソノニル(DINP)
- ・ フタル酸ジイソデシル(DIDP)
- ・ フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)
- ・ フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)
- ・ ブチルフタリルグリコール酸ブチル(BPBG)

- ・ フタル酸ジエチル(DEP)
- ・ フタルルエチルグリコール酸エチル(EPEG)
- ・ フタル酸ジイソオクチル(DIOP)

評価では、これら 8 種類のフタル酸エステル類の CPR グループ化に関する科学的根拠に基づく包含及び除外基準を提案している。FDA の調査結果は、将来の累積リスク評価のために DEHP、DCHP、DIOP、DINP の CPR グループ化を支持している。FDA は将来の累積リスク評価のためにこのグループの使用について関係者の意見を検討する。この 8 種類のフタル酸エステル類について、以前の情報提供依頼 (RFI) で得た意見は今回の評価で考慮されている。

*科学的評価書

FDA Review of Select Ortho-Phthalate Food Contact Substances as Chemically or Pharmacologically Related (CPR) Substances

<https://www.regulations.gov/document/FDA-2026-N-5776-0001>

本研究は、累積リスク評価 (CRA : cumulative risk assessment) の目的において、ある物質群を CPR とみなすことができるかどうかを判断するための出発点を確立することを目的とした、包括的な科学的データレビューである。検討方法として、このグループ化は、食品中の既知の存在及び認可された食品接触用途、トキシコダイナミクスデータ (毒性学的エンドポイント又はエンドポイントグループ、及び作用機序 (MOA : mode(s) of action))、化学構造及び物理化学的特性、並びにトキシコキネティクスプロファイルが考慮された。グループ化の順序は、根拠の重み付けアプローチに基づいており、これには公表された科学的データのレビューに加え、利用可能なデータベースにおける情報の欠落を補うための NAM (リードアクロスアプローチ) が適用された。評価したすべての情報の分析に基づき、DEHP、DCHP、DIOP 及び DINP は、CRA の目的において CPR 物質とみなすことができると結論付けている。

現時点では、抗アンドロゲン作用を示すトキシコダイナミクスデータが不明確であること、ばく露の生物学的マーカーに差異があること、そしてこれらのオルトフタル酸エステル類と既知の 3 つの抗アンドロゲン化合物との物理化学的特性の類似性に関する裏付けが不十分であることから、DEP、EPEG、BPPG、DIDP を CPR とみなすことを支持する証拠は十分ではないと判断した。

*FDA の関連情報ウェブサイト

Phthalates in Food Packaging and Food Contact Applications

<https://www.fda.gov/food/food-additives-and-gras-ingredients-information-consumers/phthalates-food-packaging-and-food-contact-applications>

List of Select Chemicals in the Food Supply Under FDA Review

<https://www.fda.gov/food/food-chemical-safety/list-select-chemicals-food-supply>

[under-fda-review](#)

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2022（2022. 05. 25）

[FDA] FDA は食品包装材における特定のフタル酸エステル類の使用を制限し、最新の食品接触用途及び安全性データに関する情報提供を求める文書を発行する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202211c.pdf>

5. FDA が農薬モニタリングコンプライアンスプログラムの近代化と強化を公表する

FDA Announces Updates to Modernize, Strengthen Pesticide Monitoring Compliance Program

May 28, 2026

<https://www.fda.gov/food/hfp-constituent-updates/fda-announces-updates-modernize-strengthen-pesticide-monitoring-compliance-program>

FDA のヒト用食品プログラムは、2011 年に最後に更新された「コンプライアンスプログラム 7304.004」の改訂を通じて、国内及び輸入食品における農薬モニタリングを近代化・強化するためのいくつかの重要な強化策を発表した。

これらの更新は、FDA の規制上の残留農薬モニタリングプログラムを強化する。FDA は年間約 3,500 件の国内外のサンプルから約 780 種類の残留農薬を選択的に監視している。FDA はまた、集中的な調査やトータルダイエットスタディ、さらに州と連携した Laboratory Flexible Funding Model Program を通じ、ヒト用食品中の農薬を監視している。

今回改訂されたコンプライアンスプログラム 7304.004 は、食品中の残留農薬のみに焦点を当てている。そのため、プログラム名は「国産及び輸入のヒト用食品における農薬 (Pesticides in Human Foods - Domestic and Import)」に改称された。本プログラムでは、以下を目標とする：

- ・ リスクベースのサンプリング優先事項

今回の更新では、FDA が米国環境保護庁（EPA）が定めたトレランスの施行責任の一環として、150 種類以上の生鮮農産品の中から乳児や小児が、頻繁に摂取する食品のサンプリングに焦点を当てる。これらの手続きを強化し、最もリスクの高い分野にリソースを割り当てる。

- ・ 運用手順の改善

検査機関、コンプライアンス及び執行職員向けの指示書が、最新の FDA 手順に合わせて改訂された。検査方法の更新は、FDA 規制検査機関の残留農薬の検査判定方法において、農薬個別の分析を廃止して統一された「ガス及び液体クロマトグラフィーのタンデム質量分析の多成分一斉分析法」への移行を反映している。この方法の統一により、従来の分析物ごとの個別の分析法を廃止し、処理能力と結果の一貫性を向上することができる。ダイオキシンを含む工業化学物質に関連するすべての活動は、今後それぞれ独自のプログラムの下

で実施され、このコンプライアンスプログラム内から削除される。

- ・ 規制パートナーとの協力強化

FDA 各センター、関連する FDA コンプライアンスプログラム、他の連邦機関及び米国の州及び地方のパートナーとの連携やパートナーシップについて概説する新たな情報が追加された。FDA が食品安全に対して連携的なアプローチへの取り組みが強調されている。

* COMPLIANCE PROGRAM MANUAL 7304.004

<https://www.fda.gov/media/129167/download>

* 関連情報 : Pesticide

<https://www.fda.gov/food/chemical-contaminants-pesticides/pesticides>

6. 着色料規則及び食品添加物規則の改正提案

FDA は、2024 年 1 月 11 日付の連邦官報に掲載された 2 件の請願通知について、意見募集を再開すると発表した。意見募集期間は 2026 年 6 月 29 日まで。

- ・ Color Additive Petition: Environmental Defense Fund, et al.; Color Additive Regulations; Remove the Solvents Ethylene Dichloride, Methylene Chloride, and Trichloroethylene

05/28/2026

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/05/28/2026-10614/color-additive-petition-from-environmental-defense-fund-et-al-request-to-amend-the-color-additive>

着色料請願 : 着色料規則を改正し、溶剤であるジクロロエチレン、塩化メチレン、トリクロロエチレンの使用を廃止することを提案するもの。

- ・ Food Additive Petition: Environmental Defense Fund, et al.; Food Additive Regulations; Remove the Solvents Benzene, Ethylene Dichloride, Methylene Chloride, and Trichloroethylene

05/28/2026

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/05/28/2026-10615/food-additive-petition-from-environmental-defense-fund-et-al-request-to-amend-the-food-additive>

食品添加物請願 : 食品添加物規則を改正し、溶剤であるベンゼン、ジクロロエチレン、塩化メチレン、トリクロロエチレンの使用を廃止することを提案するもの。

* 関連記事 : 食品安全情報 (化学物質) No. 9/ 2026 (2026. 04. 28)

[FDA] 国際着色料工業協会による着色料申請書の提出 ; 溶剤である塩化メチレン、トリクロロエチレン及びジクロロエチレンを削除するための着色料規則改正の要請

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202609c.pdf>

7. GRAS 申請通知

GRAS Notices

<https://www.hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices>

米国食品医薬品局(FDA)が受理した GRAS (Generally Recognized as Safe : 一般的に安全と認められる) 申請通知の一覧。新たに FDA による評価、回答が終了した GRAS 申請通知は次の通り。GRAS は意図する使用 (Intended Use) が決められているため、詳細は各通知のリンク先を参照のこと。

- **FDA の回答が「疑問はない (FDA has no questions)」であった申請通知**
 - ・ Rebaudioside M produced by enzymatic treatment of steviol glycosides purified from the leaves of *Stevia rebaudiana* (Bertoni) Bertoni (GRN No. 1294)
Apr 16, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1294>
 - ・ Citrus-derived compounded sweetener made with neohesperidin dihydrochalcone and gamma cyclodextrin (GRN No. 1292)
Apr 28, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1292>
 - ・ Lacto-*N*-tetraose (GRN No. 1273)
Apr 8, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1273>
 - ・ Lacto-*N*-neotetraose (GRN No. 1272)
Apr 8, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1272>
 - ・ 2'-Fucosyllactose (GRN No. 1262)
Apr 8, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1262>
 - ・ 2'-Fucosyllactose (GRN No. 1257)
Apr 16, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1257>
 - ・ Lacto-*N*-tetraose (GRN No. 1258)
Apr 16, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1258>
 - ・ *Bifidobacterium animalis* subsp. lactis CGMCC5470 (GRN No. 1303)
May 11, 2026
<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=GRASNotices&id=1303>

- Zeaxanthin produced via fermentation using production strain *Yarrowia lipolytica* CGMCC 39021 (GRN No. 1300)

May 15, 2026

<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdce/index.cfm?set=GRASNotices&id=1300>

- 3'-sialyllactose sodium salt produced via fermentation using production strain *Escherichia coli* "SLIS109" (GRN No. 1299)

May 13, 2026

<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdce/index.cfm?set=GRASNotices&id=1299>

- Glucose oxidase enzyme preparation produced by *Komagataella phaffii* expressing a gene encoding glucose oxidase from *Aspergillus niger* (GRN No. 1290)

May 6, 2026

<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdce/index.cfm?set=GRASNotices&id=1290>

- **FDA の回答が「GRAS とする根拠がない (Notice does not provide a basis for a GRAS determination)」であった申請通知**

- 2'-Fucosyllactose (GRN No. 1281)

May 8, 2026

<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdce/index.cfm?set=GRASNotices&id=1281>

申請者の CABIO 社が、最近、中国にある自社施設への米国 FDA の査察を拒否したことから、FDA は米国市場向けの CABIO 全製品を輸入警告 99-32「FDA の査察を拒否した外国施設からのヒト用及び動物用食品の製品に対する物理的検査なしの拘留」の対象とした。本件を踏まえ、CABIO 社が製造した 2'-FK の安全性には疑問があり、GRAS と結論づける根拠はないと判断した。

- **申請者の求めに応じ、FDA が評価を中止した申請通知**

- Mycelial biomass from *Rhizomucor pusillus* (GRN No. 1268)

Mar 3, 2026

<https://hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdce/index.cfm?set=GRASNotices&id=1268>

申請者への回答書において FDA は、通知の不備、具体的には、データ解釈を損なう動物実験における重大な設計上の欠陥、提案された食事摂取量における安全性を裏付けるデータの不足、既知の抗栄養素特性を持つ主要構成成分の安全性評価の不備、バイオインフォマティクス及びインシリコ解析の不備、そして生物種特異的な二次代謝産物の特性評価の欠如などに対処する必要があると言及している。

8. 公示

FDA は、消費者に対し、以下の製品を購入又は使用しないよう勧告する。FDA の分析により、表示されていない医薬品成分が含まれていることが確認された。

- 性機能増強に効果があると謳ってオンラインや小売店で宣伝、販売されている製品
- biQ-FEL

05/27/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/biq-fel-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredients>

シルデナフィル及びタダラフィルが含まれている。

- Sensual Miracle Honey

05/29/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/sensual-miracle-honey-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredients>

シルデナフィル及びタダラフィルが含まれている。

- Erectus Plus

05/29/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/erectus-plus-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredients>

シルデナフィル及びタダラフィル、テストステロンプロピオネートが含まれている。

- X10 Natural Enhancement Supplement

05/29/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/x10-natural-enhancement-supplement-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredients>

シルデナフィル及びタダラフィルが含まれている。

- Big Dick Energy!

05/29/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/big-dick-energy-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredient>

タダラフィルが含まれている。

- 鎮痛に効果があると謳ってオンラインや小売店で宣伝、販売されている製品

- Sâm Xương Khớp Ông Tiên

05/15/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/sam-xuong-khop-ong-tien-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredients>

ピロキシカム及びデキサメタゾンリン酸塩が含まれている。

- Baipho Herbs Tea Drink

05/29/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud-notifications/baipho-herbs-tea>

[drink-may-be-harmful-due-hidden-drug-ingredient](#)

ピロキシカムが含まれている。

- 痛み、リウマチ、不眠、免疫力の向上、エネルギー増加、コレステロール低下を目的としてオンラインや一部の小売店で宣伝・販売されている製品
- Tawon Liar

05/29/2026

<https://www.fda.gov/drugs/medication-health-fraud/tawon-liar-contains-hidden-drug-ingredient>

タペンタドール、デキサメタゾン、メロキシカムが含まれている。

9. FDA は小売業者に対し、日用品に見せかけた違法なタバコ製品の販売について警告する

FDA Warns Retailers Selling Illegal Tobacco Products That Look Like Everyday Products

May 20, 2026

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-warns-retailers-selling-illegal-tobacco-products-look-everyday-products>

FDA は小売業者 8 社に対し、ニコチンパウチや口内で溶けるタイプのタバコ製品を含む未承認のタバコ製品を販売したとして警告文書を発出した。これら未承認のタバコ製品は、ラベルや広告、デザインが、キャンディ、ブレスストリップ（口臭ケア用シート）、咳止めドロップに似ている。日用品のように見える製品は二重の懸念がある：幼児が誤って摂取する可能性があること、製品がタバコ製品であることを子供が保護者や教師、その他の大人から隠す目的で都合がいいこと、である。

今回の措置は、未承認の電子ニコチン送達システム（ENDS）及びニコチンパウチに対する FDA の優先執行措置に関するガイダンスの発表に続くものである。未承認の製品は規制の枠組みを損なうものであり、科学的レビューを経ていない有害化学物質やその他の製品成分から消費者を危険にさらす可能性がある。

また、警告文書は、特に子供にとって魅力的な未承認のタバコ製品を市場から排除するための FDA の取り組みの一環である。これまでに FDA は、未承認の新しいタバコ製品の製造、販売、流通に対して 800 通以上の警告文書を発行し、小売業者に対しても 1,000 通以上の警告文書を発行している。

- 警告文書：家庭内喫煙防止及びタバコ規制法（Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act）、不正表示、不純品の問題。製品包装が、キャンディ、咳止め製品を模倣している、など。

（以下、May 19, 2026 付）

- gethyype.com

- <https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/gethyppecom-730121-05192026>
- pouchline.com

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/pouchlinecom-730123-05192026>
- npouches.com

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/npouchescom-730125-05192026>
- pouchew.com

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/pouchewcom-730107-05192026>
- vapenovaco.com

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/vapenovacom-730110-05192026>
- vapetrinity.com

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/vapetrinitycom-730109-05192026>
- Smoker Business

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/smoker-business-730104-05192026>
- snusguys.com

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/snusguyscom-730124-05192026>

* 関連ガイダンス

Enforcement Priorities for Certain New Tobacco Products Marketed Without
Premarket Authorization; Guidance for Industry; Availability

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/05/12/2026-09368/enforcement-priorities-for-certain-new-tobacco-products-marketed-without-premarket-authorization>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 24/ 2023（2023. 11. 22）

【FDA】FDA は小売業者に対し、日用品に見せかけた違法な若者に向けた電子タバコの販売を中止するよう警告する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202324c.pdf>

10. 警告文書

- Stavis Seafoods, LLC

April 15, 2026

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/stavis-seafoods-llc-727785-04152026>

水産食品の HACCP、食品の CGMP、衛生管理、異物混入の問題。冷凍養殖サーモンの切り身の輸入業者。

- City Market, Inc.

May 15, 2026

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/city-market-inc-727003-05152026>

水産食品の HACCP、食品の CGMP、衛生管理、異物混入の問題。カニ缶詰の加工施設。

- Meta Labs Pharmaceuticals, LLC

May 15, 2026

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/meta-labs-pharmaceuticals-llc-725130-05152026>

未承認の医薬品、ダイエットリーサプリメント、不正表示の問題。

- Dough-To-Go, Inc.

May 12, 2026

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/dough-go-inc-727845-05122026>

CGMP 違反、ハザード分析・リスクに基づいた予防的管理要件、不正表示の問題。焼き菓子製造施設。

11. リコール情報

- **Best Supplements Best Prices** 社は、表示されていない成分シルデナフィル、タダラフィル及びフリバンセリンのため、**WAP Sensual Enhancement Capsules** 製品を全国的に自主的リコールする

Best Supplements Best Prices Issues Voluntary Nationwide Recall of WAP Sensual Enhancement Capsules Due to Presence of Undeclared Sildenafil, Tadalafil, and Flibanserin

May 18, 2026

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/best-supplements-best-prices-issues-voluntary-nationwide-recall-wap-sensual-enhancement-capsules-due-to-presence-of-undeclared-sildenafil-tadalafil-and-flibanserin>

Best Supplements Best Prices 社は、FDA の分析により表示されていない成分シルデナフィル、タダラフィル及びフリバンセリンのため、WAP Sensual Enhancement Capsules 製品を自主的にリコールしている。製品は、性機能向上を目的としたダイエットリーサプリメントとして、米国全土で、オンラインで販売されていた。

- **JXK Enterprises** 社は、表示されていない成分シルデナフィルのため、**Boner Bears Chocolate** 製品を全国的に自主的リコールする

JXK Enterprises, Inc Issues Voluntary Nationwide Recall of Boner Bears Chocolate Due to Undeclared Sildenafil

May 23, 2026

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/jxk-enterprises-inc-issues-voluntary-nationwide-recall-boner-bears-chocolate-due-undeclared>

FDA の分析により、JXK Enterprises 社は表示されていない成分シルデナフィルのため、Boner Bears Chocolate 製品を自主的にリコールしている。製品は、性機能増強を目的として、米国全土で、オンラインで販売されていた。

- **Better Weather Actives** 社は、表示されていない成分ミトラギニン及びミトラギニンプソイドインドキシルのため、**Better Weather Fix Elixir** 製品を全国的に自主的リコールする

Better Weather Actives LLC Recalls Better Weather Fix Elixir Due to Undeclared Mitragynine and Mitragynine Pseudoindoxyl

May 28, 2026

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/better-weather-actives-llc-recalls-better-weather-fix-elixir-due-undeclared-mitragynine-and>

FDA の分析により、Better Weather Actives 社は表示されていない成分ミトラギニン及びミトラギニンプソイドインドキシル(MP)のため、Better Weather Fix Elixir 製品を自主的にリコールしている。MP はミトラギニンすなわちクラトムのより強力な誘導体である。MP の摂取は、吐き気、嘔吐、心拍数の増加(頻脈)、動悸、幻覚、鎮静、不安、意識喪失などの望ましくない症状を引き起こすことがある。また、呼吸器系に致命的な抑制作用を及ぼすこともある。ミトラギニン、特に MP の摂取は、重度のオピオイド離脱症状を伴う依存症を引き起こすことがよくある。ミトラギニンや MP を含む製品の摂取は、特に他の医薬品(処方薬・違法薬物)の併用において、他の重篤又は致命的な生理的影響を引き起こす可能性がある。

今回のリコール対象製品は、Better Weather Fix Elixir 及び Better Weather Fix Elixir Berry で、ダイエットサプリメントとして全米で販売された。現在までのところ、Better Weather Actives 社には、リコール対象製品に関連する有害事象の報告はない。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2025（2025. 08. 06）

[FDA]FDA は米国消費者を脅かす 7-OH オピオイド製品の規制に着手する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202516c.pdf>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2026（2026. 05. 27）

[FDA]リコール情報

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202611c.pdf>

- 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<https://www.epa.gov/>

1. EPA は法的に正当化され、実用的で科学的に根拠のある飲料水保護をもとに包括的な PFAS 戦略を推進する

EPA Advances Comprehensive PFAS Strategy with Legally Defensible, Practical, Scientifically Sound Drinking Water Protections

May 18, 2026

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-advances-comprehensive-pfas-strategy-legally-defensible-practical-scientificall>

米国環境保護庁(EPA)は、パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)に対処するための包括的なライフサイクルベースの戦略を推進している。その戦略の一環として、EPA は革新的な PFAS 処理及び破壊技術を強調し、飲料水中の PFAS 対策のために州に約 10 億ドルの新規資金の提供を発表している。さらに、安全飲料水法 (SDWA) に関する是正の提案とパーフルオロオクタン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)に関する国家第一種飲料水規則 (NPDWR) (PFOA 及び PFOS の最大汚染レベル (MCL) : 4.0 ppt) の現場での実施の強化とともに、当該基準を支持する 2 つの規則を提案している。提案に対するパブリックコメントの意見募集期間は 2026 年 7 月 20 日まで。

* Proposed Rule to Rescind Regulatory Determinations and Regulations for PFHxS, PFNA, HFPO-DA, and Hazard Index Mixtures

<https://www.epa.gov/sdwa/proposed-pfas-rescission-rule>

*官報

Rescission of Regulatory Determinations and Removal of Related Provisions for Four PFAS Substances: PFHxS, PFNA, HFPO-DA (GenX), and the mixture of these three PFAS plus PFBS

<https://www.federalregister.gov/public-inspection/2026-10085/rescission-of-regulatory-determinations-and-removal-of-related-provisions-for-four-pfas-substances>

(EPA が提案する措置)

EPA は、SDWA に基づき、PFHxS、PFNA、HFPO-DA の 3 種類の PFAS を個別に規制するという決定及び PFHxS、PFNA、HFPO-DA、PFBS を 2 種類以上含む混合物（総称して Index PFAS）をハザード指数 (HI) を用いて規制するという決定を取り消すことを提案している。

この規則提案と併せて、EPA は上記の汚染物質に関する規制決定に基づいて設定された

最大汚染レベル目標（MCLGs）及び 2024 PFAS NPDWR 要件の撤回も提案している。この撤回には、40 CFR part 141 において PFHxS、PFNA、HFPO-DA 及び Index PFAS の MCLG 及び MCL を設定する規制条文が含まれる。この提案には、MCL 表からの該当項目の削除、コンプライアンス規定の削除、及び PFHxS、PFNA、HFPO-DA 及び PFAS の規制に特化した 40 CFR 141.900 を含む関連条項の削除が含まれている。この措置は、PFOA 及び PFOS に関する MCLG、MCLs、又は 40 CFR part 141 に基づく監視・報告義務には影響を与えない。

* Proposed PFOA and PFOS Compliance Extension Rule

<https://www.epa.gov/sdwa/proposed-pfoa-and-pfos-compliance-extension-rule>

* 官報

Compliance Deadline for the PFOA and PFOS Maximum Contaminant Levels; Extension

<https://www.federalregister.gov/public-inspection/2026-10086/compliance-deadline-for-the-pfoa-and-pfos-maximum-contaminant-levels-extension>

（EPA が提案する措置）

EPA は、SDWA 第 1416 条（第 1416(f)項及び第 1450(a)(1)項を含む）に基づき、対象となる水道システムについて PFOA 及び PFOS の MCL に関する遵守期限を 2029 年 4 月 26 日から 2031 年 4 月 26 日まで延長する連邦免除（federal exemption）を提案している。ただし免除はケースバークースでの適用を提案しているため、延長は自動的ではなく、延長を希望する水道システムは申請が必要となる。延長を申請しない場合には、当初の 2029 年の遵守期限が適用される予定である。

* 関連記事

食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2025（2025. 05. 28）

[EPA] EPA は PFOA と PFOS の最大汚染レベルを維持すると発表する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202511c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 9/ 2026（2026. 04. 28）

[EPA] EPA は飲料水中の PFAS に積極的に対処するための PFAS Out イニシアチブを開始する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202609c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2026（2026. 05. 27）

[EPA] トランプ EPA、米国コミュニティ保護のため PFAS 破壊及び廃棄ガイダンスを更新する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202611c.pdf>

2. EPA は、飲料水中の鉛を削減し米国人の健康を守るために 29 億ドルを州に投入すると発表する

EPA Announces \$2.9 Billion for States to Reduce Lead in Drinking Water and Protect Americans' Health

May 20, 2026

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-29-billion-states-reduce-lead-drinking-water-and-protect-americans>

米国環境保護庁(EPA)は、飲料水中の鉛ばく露から米国国民を守るために、約 29 億ドルの資金を発表した。鉛は強力な神経毒で、特に子どもに有害である。この投資は飲料水国家再生基金(DWSRF)を通じて州に直接送られる。送られた資金は、各地域において、各家庭に水を供給する鉛管（鉛給水管とも呼ばれる）の特定、撤去プロジェクトの計画、及び鉛給水管の交換費用に充当される。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2026（2026. 05. 27）

[EPA]EPA はトランプ政権下で新たな鉛関連ウェブサイトを立ち上げ、鉛ばく露削減に注力する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202611c.pdf>

-
- 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）
<https://www.cdc.gov/>

1. テングタケ属キノコによる食中毒 — 北カリフォルニア、2025 年 11 月～2026 年 3 月 *Amanita* Species Mushroom Poisonings — Northern California, November 2025–March 2026

Morbidity and Mortality Weekly Report (MMWR), May 28, 2026

https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/75/wr/mm7520a2.htm?s_cid=OS_mm7520a2_w

このトピックについて、すでに知られていることは何か？

一部の有毒キノコは食用キノコとよく似ているため、野生のキノコを採取する人々が誤認することがある。テングタケ属 (*Amanita*) には約 600 種のキノコが含まれており、その中には強力な肝毒性を示すアマトキシン類を産生するものがある。アマトキシン類を含有するキノコを摂取すると、肝不全や死に至る可能性がある。

本報告での新たな知見は何か？

2025 年 11 月下旬、カリフォルニア州で平年を上回る降雨があった後、地域の菌類学者たちはテングタケ属のキノコが大量発生しているのを確認した。2025 年 11 月から 2026 年 3 月にかけて、北カリフォルニアでアマトキシン類含有キノコ (*Amanita phalloides* (タマゴテングタケ) 及び *Amanita ocreata*) による中毒 39 例のアウトブレイクが発生し、カリ

フォルニア中毒管理システム及びカリフォルニア州公衆衛生局が対応した。これは、カリフォルニア州でこれまでに報告されたキノコに関連する肝毒性中毒としては最大規模のアウトブレイクであり、4人が死亡し、3例で肝移植が必要となった。多くの症例は過去に他の国でよく似た食用キノコを採取した経験のある人々で発生しており、症状が現れた患者全体では、英語以外に少なくとも6つの言語が話されていた。

公衆衛生の実践にとってどのような意味があるか？

採取したキノコを摂取することは、依然として中毒のリスクが高い活動である。特に雨が多い季節にはアマトキシソール類含有キノコが広範囲に生育するため、中毒のリスクは高くなる。多言語で啓発資料を作成することにより、アマトキシソール類含有キノコへのばく露を防止できる可能性がある。

2. ダイエタリーサプリメントの使用状況：米国、2021年8月～2023年8月

Dietary Supplement Use: United States, August 2021–August 2023

National Center for Health Statistics Data Brief No. 561, May 21, 2026

<https://www.cdc.gov/nchs/products/databriefs/db561.htm>

ダイエタリーサプリメントは米国で広く使用されており、国民の総栄養摂取量に大きく寄与している。人々は、健康の増進や維持、疾病の予防、骨格系や心血管系のような特定の臓器を対象とする場合など、様々な理由でダイエタリーサプリメントを摂取している。ダイエタリーサプリメントの摂取は栄養不足の解消に役立つが、耐容上限量を超える栄養素の摂取につながる可能性もある。本報告書では、2021年8月～2023年8月における、0～19歳の若年層及び20歳以上の成人における過去30日間のダイエタリーサプリメントの使用状況及び摂取種類数の推定値、ならびに2013～2014年の調査結果と比較した使用状況の変化について示す。

本調査では、国民健康・栄養調査（National Health and Nutrition Examination Survey: NHANES）のデータが使用された。1971年以降、NHANESでは参加者のダイエタリーサプリメントの使用状況に関する情報を収集しており、1988年以降は過去30日間の使用状況も含まれている。

主な調査結果

- 0～19歳の若年層の35.7%、20歳以上の成人の60.2%が、過去30日間に何らかのダイエタリーサプリメントを使用していた。若年層では性別による差は見られなかったが、成人では女性（66.1%）の方が男性（53.9%）よりも使用している割合が高かった。
- 過去30日間に何らかのダイエタリーサプリメントを使用していた年齢別の割合は、若年層では2～11歳が最も高く（41.9%）、次いで12～19歳（30.1%）、0～1歳（28.6%）の順であった。成人では、20～39歳で46.3%、40～59歳で60.3%、60歳以上で75.9%であり、年齢が上がるにつれて使用している割合が増加していた。
- 若年層全体の11.3%が2種類以上のダイエタリーサプリメントを使用しており、年齢別では、0～1歳では5.9%、2～11歳では13.0%、12～19歳では10.5%であった。

- 成人全体の 38.7%が 2 種類以上のダイエタリーサプリメントを使用しており、年齢別では、20～39 歳では 23.4%、40～59 歳では 38.5%、60 歳以上では 56.4%であり、年齢が上がるにつれて 2 種類以上使用している割合が増加していた。
- 2013～2014 年の調査結果と今回（2021 年 8 月～2023 年 8 月）の調査結果を比較すると、若年層では、何らかのダイエタリーサプリメントを使用していた割合は同程度であったが、2 種類以上のダイエタリーサプリメントを使用していた割合は増加していた（6.4%→11.3%）。成人では、何らかのダイエタリーサプリメントを使用していた割合、及び、2 種類以上のダイエタリーサプリメントを使用していた割合はどちらも増加していた（53.8%→60.2%、及び、30.9%→38.7%）。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ : Food Standards Australia New Zealand）<https://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx>

1. FSANZ 検査機関パネル

FSANZ Laboratory Panel

2 June 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/news/fsanz-laboratory-panel>

FSANZ は、食品分析サービスのための検査機関パネルを再編成する。このパネルは、オーストラリアとニュージーランドの二国間におけるフードサプライの安全性の監視とモニタリング、及び FSANZ の食品・栄養データベースの維持管理を支援し、当初 5 年間（延長オプションあり）の任期で活動する。

本入札制度（request for tender : RFT）は、オーストラリア国内外の商業サプライヤーを対象とする。本パネルは、複数機関によるアクセスを前提とした運用が意図されており、連邦政府、州政府、準州政府、地方自治体など、資格要件を満たす機関が利用できる。応募締め切りは 2026 年 7 月 13 日、入札要請書（RFT）は AusTender（<https://www.tenders.gov.au/Advert/Show/b6793ee2-9cdb-4e98-8ff1-f32f72d4eb32>）で入手可能である。入札に関する質問は FSANZ のウェブサイトから受け付けている。

2. 2026 年 FSANZ ステークホルダーフォーラムラストチャンス！

2026 FSANZ Stakeholder Forum - last chance!

3 June 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/news/2026-fsanz-stakeholder-forum-last-chance>

2026 年 FSANZ ステークホルダーフォーラムがブリスベンで開催されるまで、あと 2 週間！対面参加用チケットの販売は終了したが、オンライン用チケットはたったの 20 ドルでまだ購入できる。

オーストラリアとニュージーランドの共同食品規制制度 30 周年を記念し、素晴らしい講

演者やパネリスト陣による講演を聞いて、現在及び将来の課題や動向を探ろう。

* 2026 FSANZ Stakeholder Forum のプログラムと登録：

<https://www.foodstandards.gov.au/about-us/stakeholder-engagement/stakeholder-forum>

3. 幼児用調製乳の見直しに関する意見募集

Call for comment on review of young child formula

26 May 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/media/call-comment-review-young-child-formula>

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）は、幼児用調製乳（一般的に幼児用ミルク（toddler milk）と呼ばれる）に関する規制枠組みを近代化するための提案について、意見を募集している。提案 P1066—幼児用調製乳の見直しは、幼児用調製乳の規制要件が目的に合致し、特殊用途食品としての本来の役割を反映していることを確実にするために、Australia New Zealand Food Standards Code（Code）を改訂すべきかどうかを検討するものである。

FSANZ の CEO である Sandra Cuthbert 博士は、幼児用調製乳は幼児の食事に使用する目的で広く販売されており、現在の規制枠組みが補助食品としての役割を引き続き反映しているかどうかについて疑問が生じると述べた。

「これまでの評価によると、製品の組成、表示、及び説明がこれらの製品の意図された目的に合致するように、規制の明確化をさらに進める必要があることが示されている。私たちは、より明確で絞った枠組みを提案しており、これには、安全な使用を支援し、消費者の情報提供を改善し、混乱の可能性を減らすための、組成要件の見直しや表示措置の強化が含まれる。私たちは、消費者、医療専門家、業界関係者、執行機関、その他の利害関係者からの意見を求めており、規制措置案の作成に進むかどうかを含め、今後の取り組みの方向性を決定する上で参考にしたいと考えている。」

この提案は、2024 年 11 月に開催された食品大臣会合からの要請を受け、市場の動向に対応して幼児用調製乳に関する規制規定を見直すために作成された。提案についての意見は、FSANZ コンサルテーションハブ（<https://consultations.foodstandards.gov.au/fsanz/p1066-review-of-young-child-formula/>）から、締め切りは、2026 年 7 月 7 日午後 11 時 59 分（キャンベラ時間）。

FSANZ は、提案を承認するかどうかを決定する前に、受け取ったすべての意見を検討する。提出された意見は、募集期間終了後に当ウェブサイトに掲載される。

* 関連情報

We want to hear from you: review of young child formula

<https://www.foodstandards.gov.au/news/we-want-hear-you-review-young-child-formula>

4. 食品基準通知

● Notification Circular - 396-26

26 May 2026

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-396-26>

意見募集 (2026年7月7日まで)

- ・ P1066－幼児用調製乳の見直し

評価の開始

- ・ A1325－ホットプレート用小麦粉製品へのステビオール配糖体の使用範囲拡大
-

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<https://www.tga.gov.au/>

1. 世界的な活動で押収された違法な医療用品

Unlawful therapeutic goods seized in global operation

19 May 2026

<https://www.tga.gov.au/news/media-releases/unlawful-therapeutic-goods-seized-global-operation>

インターポールのパンゲア XVIII 作戦で、90 か国の規制当局が協力し、推定 597 万件 (2,070 万ドル相当) の未承認及び偽造医薬品を検出・押収した。世界中でウェブサイト、ソーシャルメディア、チャンネル、その他のオンラインコンテンツ約 5,700 件が違法製品を宣伝・販売しているとして、閉鎖又は削除された。

オーストラリアでは、2026 年及び 2027 年のコンプライアンス原則 (2026 and 2027 compliance principles) 及び優先重点分野に基づき、減量薬、美容施術に使用される医療用製品、その他の医療機器の広告が削除された。

オーストラリア国内では、この作戦により 90 万件以上の違法輸入医療用製品が押収された。押収製品の多くはメラトニン製品であり、オーストラリアでは、一部の例外を除き、一般的に処方箋が必要な医薬品である。海外から購入されるメラトニン製品は、メラトニン含有量がラベルに記載されている量よりも有意に多い又は少ないことがあり、中にはメラトニンを全く含まないものもある。これらの不一致は、特に医師の指導なしで使用した場合、深刻な健康リスクをもたらす可能性がある。押収されたその他の違法製品には、ニコチンパウチ、減量製品、性機能の治療薬、ビタミンやサプリメントを含む補完医薬品、健康製品、化粧品、パフォーマンス向上製品が含まれていた。

消費者は特に海外や未知のウェブサイトから医薬品をオンラインで購入する際は、十分な注意を払い、リスクを考慮するよう強く推奨されている。特に、医師の処方箋なしでオ

オンラインで販売されている未登録製品は、重大なリスクを伴い、予期せぬ又は深刻な有害事象を引き起こす可能性がある。

* 2026 and 2027 compliance principles

<https://www.tga.gov.au/safety/compliance-and-enforcement/compliance-management-enforcement/compliance-principles-2026-and-2027>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2026（2026. 05. 27）

[HSA] HSA がインターポールと共に違法な健康製品を取り締まる

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202611c.pdf>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 18/ 2022（2022. 08. 31）

[TGA]TGA は違法、偽造医薬品に取り組む世界的な活動に参加する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202218c.pdf>

● ニュージーランド保健省（NZMH：New Zealand Ministry of Health）

<https://www.health.govt.nz/>

1. 亜酸化窒素に対する管理の強化が施行される

Tighter controls on nitrous oxide come into force

4 June 2026

<https://www.health.govt.nz/news/tighter-controls-on-nitrous-oxide-come-into-force>

娯楽目的での吸引による深刻な健康被害のリスクを低減することを目的とした、亜酸化窒素に対する管理の強化が 2026 年 6 月 5 日に施行される。

6 月 5 日以降、輸入業者は、亜酸化窒素をニュージーランドに輸入する際、保健省長官の承認を得なければならない。この新しい許可制度は、正当な医療、飲食、及び産業用途を支援すると同時に、娯楽目的への転用を防ぐのに役立つ。

許可申請の審査は、Medsafe（New Zealand Medicines and Medical Devices Safety Authority）が行う。輸入製品が合法的な目的で使用されるものであり、乱用を防ぐための適切な措置が講じられていることを Medsafe が確信した場合に、承認される。Medsafe はすでに輸入業者と協議し、許可申請の審査を開始している。

また、クリームチャージャーとして販売される 10 グラムを超える亜酸化窒素のカートリッジは、Psychoactive Substances Act 2013 の下で、自動的に精神活性物質に分類される。正当な医療及び工業目的で使用されるカートリッジは除外される。

精神活性作用を主な目的として亜酸化窒素を販売又は供給した者は、有罪判決を受けた場合、懲役 2 年以下又は 50 万ドルの罰金を科される。同様の目的で亜酸化窒素を所持した者は、500 ドルの罰金を科される。

亜酸化窒素の乱用は、健康に対して深刻な影響を与える可能性がある。めまいや意識喪失

などの即時的な影響の他、頻繁に使用した場合は、脱力感、しびれ、歩行困難などの長期的な神経学的損傷につながる可能性がある。

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2025（2025. 05. 28）

【BfR】笑気ガス：危険な「パーティードラッグ」

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202511c.pdf>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 10/ 2025（2025. 05. 14）

【ANSES】亜酸化窒素中毒事例は依然として増えつつある

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202510c.pdf>

● 香港政府ニュース <https://www.cfs.gov.hk/english/index.html>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載していません。

1. プレスリリース

● 牛肉粥のサンプルから二酸化硫黄が検出された

Beef congee samples found to contain sulphur dioxide

May 27, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20260527_12413.html

牛肉粥のサンプルに、生鮮肉及び冷蔵肉への使用が許可されていない防腐剤の二酸化硫黄が、680 ppm 含まれていた。

2. 違反情報

● 包装済みポークフロスのサンプルから基準値超過の酸化防止剤を検出

Antioxidant exceeds legal limit in prepackaged pork floss sample

May, 18 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20260518_12396.html

タイ産包装済みポークフロスのサンプルから、基準値 100 mg/kg を超える 330 mg/kg の酸化防止剤（ジブチルヒドロキシトルエン）が検出された。

● 包装済みの乾燥ユリ根のサンプルの金属汚染が法的基準値を超える

Metallic contaminant exceeds legal limit in prepackaged dried lily bulb sample

May, 20 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20260520_12398.html

中国本土産の包装済み乾燥ユリ根のサンプルから基準値 0.05 ppm を超える 0.53 ppm のカドミウムが検出された乾燥食品の換算係数適用)。

- 包装済みの乾燥ポルチーニのサンプルの金属汚染が法的基準値を超える

Metallic contaminant exceeds legal limit in prepackaged dried porcini sample

May 21, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20260521_12403.html

フランス産の包装済みポルチーニ茸のサンプルから基準値 0.1 mg/kg を超える 0.297 mg/kg の水銀が検出された（乾燥食品の換算係数適用）。

- 牛肉串のサンプルに基準値超過の保存料を検出した

Preservative exceeds legal limit in beef skewer sample

May 22, 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20260522_12407.html

牛肉串のサンプルから保存料の安息香酸が 116 mg/kg が検出された。香港の安息香酸の最大基準値は、新鮮な肉：禁止、調味料：1000 mg/kg、しょうゆ：550 mg/kg である。

3. リコール情報

- ベルギー連邦フードチェーン安全庁 - 配送ミスにより、今年初めにリコール対象となった製品が再販されたため、ベルギーにおける **Nutrilon Profutura Duobiotik 1 800g (Nutrilon Profutura 1 800g)** 及び **Nutrilon Profutura Duobiotik 2 800g (Nutrilon Profutura 2 800g)** のリコールに関する通知

The Federal Agency for the Safety of the Food Chain of Belgium – A notice regarding a recall of Nutrilon Profutura Duobiotik 1 800g (Nutrilon Profutura 1 800g) and Nutrilon Profutura Duobiotik 2 800g (Nutrilon Profutura 2 800g) in Belgium due to a delivery error that led to the resale of products that had been recalled earlier this year.

20 May 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260520_2.pdf

(乳児用調製乳)

- ベルギー連邦フードチェーン安全庁 - 配送ミスにより、今年初めにリコール対象となった製品が再販されたため、ベルギーにおける **NAN EXPERT PRO sans lactose (NAN EXPERT pro lactose-free)** のリコールに関する通知

The Federal Agency for the Safety of the Food Chain of Belgium – A notice regarding a recall of NAN EXPERT PRO sans lactose (NAN EXPERT pro lactose-free) in Belgium due to a delivery error that led to the resale of products that had been recalled previously.

26 May 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260526_2.pdf

(乳児用調製乳)

- ベルギー連邦フードチェーン安全庁ーオクラトキシン A の含有量が高すぎるため、ベルギーにおける MONOPRIX GOURMET ブランドの ETHIOPIE (café moulu) ground coffee product (コーヒー製品) のリコールに関する通知

The Federal Agency for the Safety of the Food Chain of Belgium – A notice regarding a recall of MONOPRIX GOURMET brand ETHIOPIE (café moulu) ground coffee product in Belgium due to the detection of ochratoxin A at a level exceeding the relevant standards in Belgium.

26 May 2026

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20260526_1.pdf

- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)
<https://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2026.5.15～2026.5.21

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43505

- 2026.5.8～2026.5.14

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43503

2. 「私の手の中 (安)」アプリ、モバイルアワード코리아 2026 公共サービス部門で大賞受賞

統合食品データ企画課 2026-05-12

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49973

食品医薬品安全処は、食品安全情報アプリケーション「私の手の中 (安)」アプリが、「モバイルアワード코리아 2026」の公共サービスアプリ部門で、4年連続で大賞を受賞したと発表した。

「私の手の中 (安)」アプリは、2016年からサービスを開始し、国民がスマートフォンで国内食品や輸入食品、健康機能食品、食品業者、有害物質などの安全情報を簡単に確認できるよう支援する、食品安全情報のアプリである。このアプリは、製品・業者の検索から、回収・販売中止製品、不正・不良食品の通報情報までを一カ所で確認することができる。

「私の手の中 (安)」アプリの国内食品メニューでは、製品名の検索に加え、バーコード撮影機能を活用して食品情報を照会でき、回収・販売中止製品をリアルタイムで確認できるほか、通知サービスに申し込めば SMS でも受け取ることができる。健康機能食品メニューでは、健康機能食品の機能性情報と原料別の製品データを連携させ、希望する製品

情報を一度に確認できる。また、地図ベースのサービスを通じて、身近な食品業者を検索できるほか、卵の殻に表示された情報、不正・不良食品の通報機能、食品業者の HACCP・GMP 認証の有無や行政処分の状況まで確認でき、消費者の知る権利と安全な選択を支援している。

3. カフェインレスコーヒーを安心して選択してください

食品表示広告ポリシー 2026-05-12

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49971

食品医薬品安全処は、カフェインレスコーヒー及び一般食品タイプの酒類製品の表示基準を改善することを主な内容とする「食品等の表示基準」を5月12日に改正・告示した。今回の改正は、2025年11月に発表した「食医薬安心50大課題」の一環として、カフェインレスコーヒーの食品表示基準を強化することを目的としている。

<主な改正（案）内容>

① カフェインレスの表示基準をコーヒー豆の残留カフェイン量0.1%以下に改善。

カフェイン除去の対象がコーヒー豆であることを明確にし、米国などの海外基準に合わせて、原料として使用したコーヒー豆（固形分基準）の残留カフェイン含有量が0.1%以下の場合に、「カフェインレス（デカフェ）」又は「カフェインレス（デカフェ）豆使用」と表示できるように改善した。

② 消費者による酒類のコラボ商品の誤認を防ぐための表示の強化。

近年、酒類と一般食品がコラボレーションし、一般食品と類似した容器・デザインの酒類コラボ商品が発売されるようになり、消費者がこれを酒類ではなく他の食品と誤認・混同する恐れがあった。これを受け、酒類コラボ商品の主表示面に「酒」又は「酒類」という文言を表示するようにし、消費者が酒類であるかどうかを認識できるようにする。

<添付> カフェインレスコーヒーの表示基準改善カードニュース

4. 「APRAS 2026」が閉幕、規制調和・輸出支援で「実質的な成果」を導出

グローバル輸出戦略担当官 2026-05-12

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49975

食品医薬品安全処は5月11日から12日の2日間、第4回アジア太平洋食品規制当局サミット（APRAS 2026）を開催し、14カ国と共に「APRAS ソウル 2026 宣言文」を発表した。宣言文には、食品安全管理のデジタルトランスフォーメーションへの対応、再生プラスチックの安全管理指針の策定、国際イベントにおける飲食の安全管理に関する協力など、グローバルな懸案事項に対する共同対応の意志が盛り込まれた。

また、今回の会議において、国際食品規格委員会（コーデックス）のオブザーバー資格の取得を推進することで合意した。食薬処は、今回の会議期間中、主要加盟国との二国間会談及びビジネスミーティングを通じて、韓国企業の輸出上の課題解決に注力した。

<二国間会談の主な内容>

- ・対米国：韓英二か国語表示の合理的な改正および熱処理済み豚肉加工品の輸出許可を要請
- ・対カナダ：韓国産畜産物加工品の輸出を迅速に進めるよう要請

<ビジネスミーティングの主な内容>

- ・インドネシア向け：一般食品の登録に関する課題の提言、醬類などのソース類の検査成績書の提出要件の緩和要請、ハラール義務化の猶予期間の延長及び制度改善の提言
- ・マレーシア向け：海苔製品のカドミウム基準の緩和及び乳製品製造施設の登録進捗状況の確認要請、アルロースの糖類除外に関する権威ある解釈の要請

*関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2026（2026. 05. 27）

【FAO】Codex：韓国、食品安全に関する地域協力を強化するため APFRAS 2026 を主催
<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202611c.pdf>

5. 食薬処、第6回食品由来の薬剤耐性国際会議を開催

畜産物安全政策課 2026-05-13

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49979

食品医薬品安全処は、「食品由来の AMR への対応における新たな地平：ビッグデータの構築とグローバル食品安全管理の革新」をテーマに、「第6回食品由来薬剤耐性国際会議（Global Conference on Foodborne Antimicrobial Resistance：GCFA）」を5月13日から14日まで開催する。

今回の会議は、APRAS 2026 と連携し、食品分野における薬剤耐性（AMR）に関する国際的な議論を主導するとともに、各国のデータに基づく統合監視システムや最新技術の活用事例を、国内の制度改善や現場への適用につなげるために開催された。

初日は、米国、ドイツなど9カ国から11名の専門家による発表が行われ、食品由来の AMR への対応に関するグローバル政策と国家戦略、先端技術などを活用した AMR の監視と低減に向けたイノベーション、データに基づく食品サプライチェーンにおける AMR 管理と国際協力の実践事例などを共有する。

2日目には、国内の薬剤耐性対応関係省庁や国内外の産学界の専門家が参加するワークショップを開催し、「食品サプライチェーンにおける抗菌薬の使用及び耐性の統合管理を通じた安全管理の高度化策」をテーマに議論を続ける。

<添付>

1. 第6回食品由来薬剤耐性国際会議プログラム
2. ポスター

6. 科学につながる食品安全、グローバル協力の道を広げる

食品リスク評価課 2026-05-14

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49986

食品医薬品安全処と食品医薬品安全評価院は5月13日から14日まで、第7回「科学・食品安全協議体（Science and Food Safety Dialogue：SFSD）」会議を開催した。

今回の会議は、SFSDがAPFRASの相互補完的な科学・技術協力体として連携の基盤を築き、データ・技術中心の協力と支援を本格化させたという点で意義がある。

今回の会議では、APRAS-SFSDの協力テーマ及び連携策、3分野（①新規食品の安全性評価、②パーフルオロ化合物試験法、③食品接触物質の安全管理（再生原料、意図しない生成物質（NIAS）、マイクロプラスチック試験法）の運営計画、アジア太平洋地域の食品安全技術能力強化の優先順位などが議論された。特に、食品安全管理のデジタルトランスフォーメーションや再生プラスチック製食品容器・包装の安全管理など、APRASの協力テーマに関する客観的な科学データを確保し、技術的支援を強化するため協力していくことで合意した。また、各国は次世代のリスク評価技術の現状を共有し、技術革新と規制の間のギャップを埋めるための国際協力の必要性についても認識を共有した。

<添付>

1. 第7回科学・食品安全協議体（SFSD）の概要及びプログラム
2. イベントポスター

7. 食薬処、APECフォーラムでデジタル食品安全の革新成果を共有

食品安全政策課 2026-05-14

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49983

食品医薬品安全処は5月12日から13日まで、アジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）の「2026年食品安全協力フォーラム（Food Safety Cooperation Forum：FSCF）」に出席し、韓国のデジタル基盤による食品安全革新政策と国際協力の成果を共有したと発表した。

FSCFには、APEC加盟21カ国や国際機関などが参加し、フォーラムの活動成果、国際機関との協力状況、新規プロジェクト、加盟国ごとの食品安全政策などについて議論した。食薬処からは、2025年のFSCFで取り上げた先端食品安全管理の革新事例ワークショップの結果を共有し、食中毒早期警報システム、スマートHACCPシステム、食品栄養成分データベースなど、主要なデジタル基盤政策を紹介した。また、食品有害情報の収集・分析体制や食品由来の抗生物質耐性管理の現状など、加盟国間で共同対応した事例も併せて共有した。

8. 「食品安全全国」が2026国家代表ブランド公共サービス部門で大賞受賞

統合食品データ企画課 2026-05-15

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49990

食品医薬品安全処は、食品安全情報ポータル「食品安全全国」が、8年連続で「2026国家代表ブランド公共サービス」食品安全情報部門で大賞を受賞した。食品安全全国は2015年6月から運営されており、2025年は2,999万人がアクセスした。

食安全全国では、地域の食品安全情報、回収・販売中止有害情報、国内外の不適合食品情報、食中毒予防情報、ナトリウム・糖類削減のための栄養成分表示情報などを確認することができる。また、高齢者・障害者など情報弱者の食安全全国へのアクセス性を強化するために、人工知能(AI)などのデジタル技術を活用して音声支援サービスを提供している。

なお住民の利便性向上のためにモバイル申請環境を改善し、「政府統合認証」(Any-ID)を導入した。

9. 食薬処、食品販売の無人店舗特別点検の結果、147カ所を摘発

食品管理総括課 2026-05-15

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49989

食品医薬品安全処は、全国で無人店舗が増加していることに伴い、学校周辺やマンションの商業施設などで、菓子やアイスクリームなどを販売する全国の無人食品販売店 6,284カ所を特別点検した結果、「食品衛生法」に違反した 147 店舗を摘発し、管轄官庁で行政処分などの措置を講じる。今回の点検は、17 の地方自治体と共に 4 月 6 日から 4 月 24 日まで実施した。

点検の結果、摘発された店舗（147カ所）の違反内容は、すべて消費期限切れ製品の保管・陳列であり、摘発された事業者は、6 カ月以内に再点検される予定である。

10. 食薬処、青少年研修施設などを集中点検、11カ所を摘発

食中毒予防課 2026-05-19

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=49995

食品医薬品安全処は、青少年の体験活動が増える春先の食中毒予防のため、青少年研修施設及び関連施設の集団給食施設など 442カ所を点検した結果、「食品衛生法」に違反した 11カ所を摘発し、管轄官庁において行政処分などの措置を講じる。今回の点検は、食薬処と 17 の地方政府と共に 4 月 6 日から 17 日まで実施した。

主な違反内容は、消費期限超過製品の保管、衛生的取扱基準違反、健康診断未実施、保存食の未保管、営業者遵守事項違反であり、摘発された事業者は管轄自治体で行政処分後、6 カ月以内に再検査する予定である。

11. ニッケル・代替可塑剤の統合リスク評価の結果、ヒトへのリスク懸念が低く、安全な水準

食品リスク評価課 2026-05-20

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=50002

食品医薬品安全処と食品医薬品安全評価院は、日常生活でばく露される可能性のあるニッケル及びフタル酸エステル系代替可塑剤（ATBC、DEHA、DEHT、DINCH、TOTM）に対する統合リスク評価の結果、ヒトへのリスクが低い安全な水準であると発表した。

今回の評価は、「ヒト適用製品リスク評価法」に基づく「2023～2027年リスク評価基本

計画」の一環として推進されたものである。2025年は、器具及び容器・包装など様々な製品に使用されている重金属「ニッケル」と、内分泌かく乱物質「フタル酸エステルを代替する可塑剤」について、経口（摂取）・経皮（皮膚接触）のばく露経路と、食品・化粧品・衛生用品などのばく露源を分析し、製品の汚染度・使用頻度の情報に基づいて体内の総ばく露量を評価した。

評価の結果、ニッケルの総ばく露量（2.47 µg/kg 体重/日）は、ヒトの毒性参照値（13 µg/kg 体重/日）の19%（リスク指数0.19）であり、ヒトへのリスクの懸念はなかった。また、代替可塑剤5種についても、ヒトへのリスクの懸念は低い水準であった。

<別添>

1. ニッケル及び代替可塑剤の統合リスク評価方法及び結果
2. ニッケル及び代替可塑剤の国内（食薬処）規制の現状

12. 性機能増強剤の成分を含むキャンディ製品、10億ウォン相当を違法に輸入・販売した業者を摘発

南部圏食品医薬品危害犯罪調査タスクフォース 2026-05-21

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=50006

食品医薬品安全処は、食品に使用できない性機能増強剤成分である「タダラフィル」が含有されたキャンディを違法に輸入・販売した4人を「輸入食品安全管理特別法及び食品衛生法」違反容疑で検察に送致した。

捜査の結果、販売者らは2022年6月から2024年12月まで、輸入申告を行っていない製品を密輸し、約10億ウォン相当の違法製品を販売したことが確認された。また、当該製品を高麗人參、酵素、麦芽などの天然成分で作られた天然キャンディとして宣伝し、勃起不全や早漏、がん、記憶喪失、糖尿病、リウマチなどに効能があるかのように不当な広告を行っていたことが判明した。

タダラフィルは医薬品成分であり、専門家の処方なしに過剰摂取した場合、頭痛、消化不良、心筋梗塞、心室性不整脈、狭心症、心血管系出血などの重大な副作用が発生する恐れがあるため、医師の処方なしに使用してはならない。

<添付>

1. 添付の違反製品写真
2. 摘発の動画など

● シンガポール食品庁（SFA : Singapore Food Agency）<https://www.sfa.gov.sg/>

1. 食品安全を守るための規制、執行及び共同責任

Regulations, enforcement & shared responsibility to safeguard food safety

09 May 2026

<https://www.sfa.gov.sg/news-publications/newsroom/safeguarding-food-safety--regulations--enforcement--shared-responsibility>

シンガポール食品庁（SFA）は、「割引食品の安全監督を強化しなければならない」という意見に対し、以下のように回答した。

賞味期限切れの食品の販売は食品販売法に基づく違反である。食品小売業者は、販売する商品が消費に適しており、賞味期限内に適していることを確認しなければならない。

SFAはこの事件を調査しており、必要に応じて躊躇なく執行措置を講じる。

SFAは、食品安全規則の遵守状況（製品の賞味期限管理を含む）を確認するため、食品小売施設の定期的な査察を行う。特に、長期間在庫として保管されている可能性のある販促品や割引商品については、食品の販売がSFAの要件に準拠していることを確認するのは小売業者の責任である。不備が確認された場合、小売業者は直ちに是正措置を講じる義務がある。

食品安全は共同責任である。SFAが規制措置を策定・執行する一方で、食品業界も適切な食品安全対策を遵守し、販売される食品が安全に消費できることを保証する役割を果たさなければならない。消費者にも役割があり、消費者は食品の賞味期限表示を確認し、購入前に腐敗の兆候がないか注意することが推奨される。

● シンガポール保健科学庁（HSA : Health Science Authority） <https://www.hsa.gov.sg/>

1. 高齢女性が強力なステロイド入りのハーブ製品を摂取した後、クッシング症候群を発症した

Elderly Woman Developed Cushing's Syndrome After Taking Herbal Product with Strong Steroid

20 May 2026

<https://www.hsa.gov.sg/announcements/elderly-woman-cushings-syndrome-strong-steroid/>

シンガポール保健科学庁(HSA)は、一般市民に対し「黄牛木中風青草薬(Huang Niu Mu Zhong Feng Cing Cao Yao)」の購入や摂取を控えるよう警告する。HASはこの製品を検査し、強力なステロイドであるデキサメタゾンが含まれていることが判明した。高齢女性がマレーシア産の製品を摂取した後、重篤な病状であるクッシング症候群を発症した。

70代の女性は、親戚を通じてこの製品を入手し、その親戚はマレーシアの友人を通じて入手した。女性は関節痛のために2ヶ月間この製品を服用した。定期健康診断の際、医師は「ムーンフェイス」のような外観と鎖骨上部に異常な脂肪の蓄積というクッシング症候群の兆候を観察した。また、検査でコルチゾール値が低かった。ステロイドは体内の自然なコルチゾール分泌を抑制することがある。これは、副腎不全という深刻な医療状態につながる可能性がある。医師はHSAに報告し、女性は製品の使用を中止し回復した。

また、この製品はシンガポールの EC プラットフォームである Shopee でも販売されていた。HSA はプラットフォームと協力して出品を削除し、販売者に対して即時販売を停止するよう指示した。

この製品はハーブ製品として、皮膚疾患、呼吸困難、高血圧、糖尿病、関節リウマチ、肝臓及び腎臓疾患の治療効果があると表示されていた。しかし、HSA の検査により、炎症治療に通常使われる処方薬である強力なステロイド、デキサメタゾンが検出された。厳格な医療監督のもとでのみ使用すべきである。HSA は本製品を服用している場合、すぐに医師の診察を受けるよう助言している。強力なステロイドを含むため、数週間以上服用すると疲労感、脱力感、低血圧などの重度の離脱症状を引き起こす可能性があるため、突然服用をやめないよう注意を呼び掛けている。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- オーストリア保健・食品安全局(AGES)、「瓶入り、金属箔製スタンドアップパウチ、及び熱成形容器入り離乳食、並びに乳幼児用飲料」に関する重点施策 A-661-25 の最終報告書を発表
- オーストリア保健・食品安全局(AGES)、「乳児用調製乳及びフォローアップミルク」に関する重点施策 A-660-25 の最終報告書を発表
- アルゼンチン経済省農牧漁業局、新育種技術によって得られた生物の評価に関する法規の更新を公表
- ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)、ウコンを含有する医薬品及びサプリメントによる肝障害リスクに関する警告を発出
- スペイン農業水産食糧省(MAPA)、消費者への情報提供及び製品のトレーサビリティの改善に向け、食品の品質に関する規定の更新を公表
- イタリア保健省、環境及び産業由来の汚染物質に関する食品の公式管理国家計画に基づく 2024 年活動実施報告書を公表
- イタリア保健省、規制対象外の食品中の環境及び産業由来の汚染物質のモニタリングに関する国家計画に基づく 2024 年活動実施報告書を公表
- 台湾衛生福利部食品藥物管理署、輸入食品等の検査で不合格となった食品等(2026 年 3 月分)を公表
- 香港食物環境衛生署食物安全センター、食品中のアフラトキシン汚染の低減及び予防に関する対策について公表
- 中国国家市場監督管理総局、食品サーベイランスとして製品 2,252 検体について実施した検査の結果を公表

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室